

令和5年 第2回

甲佐町議会 6月定例会会議録

令和5年6月9日～令和5年6月12日

熊本県甲佐町議会

令和5年第2回甲佐町議会（定例会）目次

○6月9日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	5
日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	7
日程第7 同意第3号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて	8
日程第8 承認第1号 専決処分の報告及び承認について （専第1号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第9号））	9
日程第9 承認第2号 専決処分の報告及び承認について （専第2号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	13
日程第10 承認第3号 専決処分の報告及び承認について （専第3号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号））	15
日程第11 承認第4号 専決処分の報告及び承認について （専第4号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	17
日程第12 承認第5号 専決処分の報告及び承認について （専第5号 甲佐町税条例の一部を改正する条例）	19
日程第13 承認第6号 専決処分の報告及び承認について （専第6号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	23
日程第14 承認第7号 専決処分の報告及び承認について （専第7号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	26
日程第15 承認第8号 専決処分の報告及び承認について （専第8号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	29
日程第16 承認第9号 専決処分の報告及び承認について （専第9号 甲佐町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例）	32
散会	33

○6月12日（第2号）

出席議員	34
欠席議員	34
本会議に職務のために出席した者の職氏名	34
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	34
開議	36
日程第1 一般質問	36
日程第2 承認第10号 専決処分の報告及び承認について (専第10号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第1号))	54
日程第3 報告第1号 令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	56
日程第4 報告第2号 令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告 について	58
日程第5 議案第24号 甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	59
日程第6 議案第25号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例 の制定について	61
日程第7 議案第26号 町道の路線廃止及び認定について	63
日程第8 議案第27号 訴えの提起について	64
日程第9 議案第28号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第2号)	67
日程第10 議案第29号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	77
日程第11 発議第5号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	79
日程第12 議員の派遣について	80
日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	81
日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	81
日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	81
閉会	82

6月9日（金曜日）

令和5年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和5年6月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 6月9日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月9日 午後1時13分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 荒田慎一	くらし安全推進室長 永井恒一
税務課長 奥名雄吉	環境衛生課長 白石亨
住民生活課長 橋本良一	健康推進課長 上古閑一徳
福祉課長 宮崎貴美代	農政課長 井上幸介
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	
教育長 田上浩輝	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 同意第3号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて
- 日程第8 承認第1号 専決処分の報告及び承認について
(専第1号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第9 承認第2号 専決処分の報告及び承認について
(専第2号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第10 承認第3号 専決処分の報告及び承認について
(専第3号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第11 承認第4号 専決処分の報告及び承認について
(専第4号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
- 日程第12 承認第5号 専決処分の報告及び承認について
(専第5号 甲佐町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第13 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
(専第6号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 承認第7号 専決処分の報告及び承認について
(専第7号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第8号 専決処分の報告及び承認について
(専第8号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第9号 専決処分の報告及び承認について
(専第9号 甲佐町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例)

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

ただいまから、令和5年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番佐野安春議員、6番荒田博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） 皆さんおはようございます。ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和5年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る5月29日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、会期を本日6月9日から12日までの4日間と決定いたしました。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、諮問案件、同意案件、承認案件の審議、10日及び11日は、議案調査のため休会、12日は一般質問、承認案件、報告案件、条例案件、町道の路線廃止及び認定案件、訴えの提起案件、令和5年度甲佐町一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日6月9日

から12日までの4日間と決定いたしました。

諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて、承認第1号から承認第10号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号及び報告第2号の繰越計算書の報告について、議案第24号及び議案第25の条例の制定について、議案第26号、町道の路線廃止及び認定について、議案第27号、訴えの提起について、議案第28号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）、議案第29号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和5年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のなかご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、九州北部の梅雨入りが5月29日からと発表されており、これからが梅雨本番の季節となります。本年におきましても線状降水帯による集中豪雨などを気象庁などからの情報により早めに予見し、土砂災害や内水氾濫などに対する避難誘導や施設等の被害予防対策など消防団をはじめ、関係機関や団体、企業などとの連携を図りながら梅雨明けまでは警戒を増して対応していく必要があると考えているところであります。

また、長引いたコロナ対応も収束し、日常が戻ってきている状況であり、鮎祭りなど各種イベントの開催や総合運動公園をはじめ、やな場古民家交流施設、井戸江峡キャンプ場施設などへの交流人口の増加を期待しているところであります。

それでは、早速ではありますけれども、今期定例会に提出をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、諮問案件2件、同意案件1件、承認案件10件、報告案件2件、条例案件2件、町道の路線廃止及び認定案件が1件、訴えの提起案件1件、補正予算案件2件、の合わせて21件となります。

まず、諮問案件といたしましては人権擁護委員候補者の推薦について2件を、同意案件といたしましては甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについてを、承認案件につきましては令和4年度各会計補正予算や税条例等の一部改正及び令和5年度一般会計

補正予算に係る専決処分の報告及び承認の合わせて10件を、報告案件といたしましては令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書及び水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を、条例案件といたしましては甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、他1件を、町道の路線廃止及び認定案件につきましては町道向坂線にかかる路線の廃止及び認定についてを、訴えの提起案件につきましては町営住宅上揚団地敷地内の用地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求め訴えの提起を、補正予算案件といたしましては令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）について、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にかかる事業の追加、また新型コロナ5類移行に伴うワクチン接種事業費の組み換えや農地利用効率化等交付金事業補助金の追加等による増額補正となっております。

まず、歳出の主なものといたしましては民生費の価格高騰重点支援給付金に4,809万円、農林水産業費の農地利用効率化等交付金事業補助金に1,295万6,000円、価格高騰重点支援補助金に916万円、商工費のふるさと応援チケット事業補助金に4,089万2,000円、価格高騰重点支援事業補助金に1,600万円、土木費の河川浚渫工事に400万円、教育費の学校給食費負担軽減補助金に400万円などの増額補正を行っております。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に9,281万4,000円、農地利用効率化等支援交付金に1,015万6,000円、財政調整基金繰入基金に3,708万9,000円の追加等を行い、総額で1億5,171万円を追加し、補正後の総額を80億2,687万7,000円といたしております。

最後に令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。共同電算事務処理委託料に31万円を追加し、補正後の総額を14億9,482万2,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（宮本修治君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 諮問第1号について説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を求めるものでございます。

記、氏名、河野史郎、令和5年6月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員である芦原博幸氏が令和5年9月30日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくお願いいたします

○議長（宮本修治君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは推薦の理由を申し上げます。現委員である芦原博幸氏が令和5年9月30日をもって任期満了となります。ついては後任として河野史郎氏を推薦させていただきたく議会に諮問をさせていただくものです。同氏は■■■■■■■■に勤務された後、■■■■■■■■■■に入社をされ、主に店舗の責任者としてスタッフの育成や販売管理に従事してこられました。定年退職後は熊本県非常勤職員として県立甲佐高校、県立矢部高校及び県立技術専門学校で進路指導等に当たって来られたところでございます。また令和元年12月から昨年11月までは家族が経営される高齢者施設で働く傍ら、民生児童委員を務められてこられました。このように広く社会の事情に通じておられ人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者と認められますので人権擁護員法第6条第3項の規定に基づき議会のご意見をいただきたく法務大臣に推薦したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 11番本田です。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。候補者として河野史郎氏が今求められておりますけれども、今町長の方の推薦理由がありました通り、同氏は社会人としてもしっかりとした職責を全うされてこられました。また今は芝原地区の地区役員としてもしっかりと務められております。人権擁護委員としてのその職責に見合うだけの見識並びにその能力等もしっかりと認められる御仁であると認められておりますので、人権擁護委員候補に推薦されることに賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（宮本修治君） 日程第6、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 諮問第2号について説明申し上げます。諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、氏名、野仲俊一、令和5年6月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員である同氏が令和5年9月30日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくお願いいたします

○議長（宮本修治君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 諮問の趣旨については先程の諮問第1号と同様となります。それでは推薦の理由を申し上げます。現委員である野仲俊一氏が令和5年9月30日をもって任期満了となります。ついては引き続き同氏を推薦させていただきたく、議会に諮問させていただくものです。同氏は平成29年10月から現在に至るまで人権擁護委員として積極的に人権啓発活動や相談活動に取り組んでこられたところでございます。人格識見ともに高く、地域の実情にも精通しておられ、引き続き人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会のご意見をいただき法務大臣に推薦したいと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。野仲俊一さんは今回は再任ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問については候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

日程第7 同意第3号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第7、同意第3号「甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 同意第3号についてご説明申し上げます。

同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、井芹雅洋。

令和5年6月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員であります豊永康法氏が令和5年7月7日で任期満了となるためでございます。以上で説明を終わります。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 識見を有する者のうちから選任する監査委員についてご説明申し上げます。識見を有する者のうちから選任の現委員豊永康法氏が令和5年7月7日で任期満了となりますので、この議案を提出するものであります。

監査委員としてご提案をいたしております井芹雅洋氏は、甲佐高等学校をご卒業後、昭和48年4月に甲佐町役場に入庁され、総務課、企画振興課、収入役室、農政課、社会教育課長、議会事務局長、税務課長など42年間行政事務に従事されてきたところであります。このように氏は行政経験も豊富で卓越した識見は監査委員として適任であると判断し、選任をしたいので議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。同意第3号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることにつきましては、現委員の任期満了に伴うものであること。合わせて町長の選任理由にもありました通り、当該者のこれまでの職責や携われてこられた行政経験等を更に活かされ、健全なる行政執行と更なる町の発展に寄与していかれるものと確信をいたします。よって、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第3号「甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて」を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号「甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第8、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは承認第1号についてご説明申し上げます。承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第9号)。

次の次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町一般会計補正予算(第9号)。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,654万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款2、地方譲与税に812万3,000円を追加し、7,092万6,000円としております。項1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。

款3、利子割交付金から12万1,000円を減額し、17万9,000円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金に248万6,000円を追加し、348万6,000円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金に141万7,000円を追加し、241万7,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金に786万2,000円を追加し、1,436万2,000円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金に220万8,000円を追加し、1,220万8,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金に5,125万7,000円を追加し、2億5,125万7,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款9、環境性能割交付金に215万2,000円を追加し、515万2,000円としております。1の環境性能割交付金です。

款12、交通安全対策特別交付金から20万9,000円を減額し、69万1,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款15、国庫支出金に138万円を追加し、14億4,272万4,000円としております。2の国庫補助金、3の委託金です。

款16、県支出金に102万6,000円を追加し、5億3,032万円としております。2の県補助金です。

款17、財産収入に17万6,000円を追加し、585万7,000円としております。次のページにわたりまして1の財産運用収入です。

款18、寄附金から6,250万円を減額し、13億8,883万円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金から899万8,000円を減額し、7億3,431万8,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入から17万4,000円を減額し、6,449万7,000円としております。4の受託事業収入です。

款22、町債から710万円を減額し、4億1,881万4,000円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額85億7,756万4,000円から、101万5,000円を減額し、85億7,654万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費については財源内訳変更により、補正額はゼロ円となっております。

款2、総務費から69万4,000円を減額し、19億7,034万8,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。

款3、民生費から4万1,000円を減額し、20億2,436万3,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費から28万円を減額し、6億2,239万4,000円としております。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費から款9の教育費までにつきましては、財源内訳変更で補正額はゼロ円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出合計、補正前の額85億7,756万4,000円から101万5,000円を減額し、85億7,654万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1の変更です。

説明につきましては、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債から560万円を減額し、限度額を3億930万円としております。

緊急浚渫推進事業債から70万円を減額し、限度額を770万円としております。

緊急防災減災事業債から70万円を減額し、限度額を3,350万円としております。

災害復旧事業債から10万円を減額し、限度額を90万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

本補正予算は主に、令和4年度の歳入の各科目の額確定に伴います予算の最終調整となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの2ページで歳入の中で地方消費税交付金てご

ございますけれども、補正額で5,125万7,000円の増額でございます。金額のどうこうじゃなくて地方消費税交付金、この交付金の中身が私分からないので、簡単で良いんですけれども、指標となるものは地方消費税交付金とはどういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 地方消費税交付金とは国が行う消費税と合わせて消費に係る消費税ということになりますけれども、内訳としましては県が徴収する地方消費税の2分の1が市町村に交付されるということになります。算定方法につきましては交付予定額の2分の1を国勢調査人口で按分した額、残りの2分の1は事業所統計事業者数で按分した額となります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。この予算の関連ということで町長にお尋ねをいたします。先月の18日に報道機関等で次の選挙には出馬されないと表明をされておりますが、この4期16年間様々な環境の変化のもと自身のマニフェストを掲げられ、限られた予算で最大限の効果を出す、を目標に指揮官として現在まで着実に執行されておられることは顕著な業績を残されていると私も評価しておりますが、住民の方々からも高い評価を耳にしているところです。近年では熊本地震からの復旧・復興、毎年の豪雨災害、新型コロナウイルス感染症対策など職員の方々とは切磋琢磨し全体の士気を高めながらの事業遂行は全国的にも評価が高いものがありました。特に熊本地震また豪雨災害からの復旧はどこの町より早く住民の安心安全第一を確保するため、寝る間を惜しんで政務に奔走されたことで今の現状があると確信しております。そこで町長がこれまでに自身のマニフェスト等を出されて示されておりましたけれども、それを元の実績を検証された思いと言いますか、その辺りを町長からお聞かせいただければというふうに思いますので、ここでご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私の任期があと3ヶ月弱ということでのご質問だろうという風に思います。一言で言いますとやはり甲佐町の再生ということを念頭に掲げながらそれは政治信条としてブレずに諦めずに実行していく、そういう思いでこれまで取り組ませていただいたところであります。具体的には甲佐町には総合計画というのがありますので、第6次それから第7次の総合計画の中の4本柱、いわゆる活力に溢れるまちづくり、安心安全なまちづくり、健康と人を育むまちづくり、共同で支えるまちづくり、そういったことを目標に掲げて一期ごとに政治目標としてマニフェストを掲げながらそういったことの政策実現に頑張ってきたつもりでございます。お話にもありました通り、途中平成28年には熊本地震の発生、そして6月には集中豪雨、時間150mの集中豪雨ということでさらに被害の方も拡大をしたところでもあります。そこで復旧復興への対応というものがこれは町最優先課題として職員の方々と共にまた議会の皆様方のご理解をいただきながら被災された町民の皆様方が1日も早く安心して生活ができるよう、また再建ができるよう、心血

を注がせていただいたところであります。そういう中で住まいの復興拠点の施設整備であったり熊本甲佐総合運動公園の整備、そして田口橋の改修、この3つの事業についてはこれまでも何度もお話しさせて頂いておりますけれども、そういったことの事業の完成についてはやはり復興のシンボルとして取り組みましたし、実現できたことについては町民の皆様方も非常に喜んでいただいたものというふうに確信をするところであります。振り返りますと16年間の中で内政それから外政様々な出来事もありましたけれども、どれも議会の皆さんそれから職員、区長会、それに国・県の関係機関、さらには支援団体そして町民の皆様方、多くの方々のご理解とご協力の賜物だというふうに思います。そうしたことに感謝の意を表しながら次の世代の甲佐町へバトンを繋ぎたいという風に思っているところでございます。お答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第1号、専決処分の報告及び承認について、令和4年度甲佐町の一般会計補正予算(第9号)につきましては、歳入歳出総額で101万5,000円の減額、歳入では地方消費税交付金5,125万7,000円の増額や指定寄付金6,250万円の減額など歳入額の確定に伴うものと説明がございました。また歳出では財源内訳が主なものであるということも合わせて説明をいただいたところでございますので、本件については何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第9、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 承認第2号について説明申し上げます。承認第2号、専決処分^{（一）}の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いします。

令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるものといたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,188万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,491万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

令和5年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款3、県支出金から4,160万9,000円を減額し、11億2,073万7,000円としております。

項1、県補助金です。

款6、繰入金から28万円を減額し、1億4,868万5,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額15億7,680万円から4,188万9,000円を減額し、15億3,491万1,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款2、保険給付費から3,975万円を減額し、10億9,303万3,000円としております。項1、療養諸費、項2、高額療養費、項4、出産育児諸費です。

款8、予備費から213万9,000円を減額し、2,207万4,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額15億7,680万円から4,188万9,000円を減額し、15億3,491万1,000円としております。今回の補正は、歳出につきましては、県支出金における令和4年度普通交付金の額が確定したところによる減額でございます。歳出につきましては、令和4年度

の普通交付金の基礎となります保険給付費の減額が主なものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いたします。本予算全部です。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございます。ただいま担当課から説明がありましたように、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ4,188万9,000円の減額ということで主だった内容といたしまして保険給付費の減額ということでございますので、何ら異議無く承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第10、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 承認第3号についてご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いたします。

専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところにより
ます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,116万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和5年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款10、諸収入から59万4,000円を減額し847万1,000円としております。項3の予防給付費収入、項4の介護予防生活支援サービス費収入です。

歳入合計、補正前の額16億5,175万5,000円から59万4,000円を減額し、16億5,116万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から24万円を減額し、3,534万1,000円としております。項3の運営協議会費です。

款4、地域支援事業費から35万4,000円を減額し、7,270万円としております。項2の介護予防生活支援サービス事業費です。

歳出合計、補正前の額16億5,175万5,000円から59万4,000円を減額し、16億5,116万1,000円としております。今回の補正は、地域包括支援センターの実績により介護予防サービス計画費収入及び介護予防ケアマネジメント費収入の減額に伴い国保連合会に支払う新予防給付ケアプラン作成委託料及び介護予防ケアマネジメント委託料も同額の減額とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。日程第10、承認第3号、専決処分の報告及び承認について、令和4年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま課長の説明がありました通り、歳入歳出それぞれ59万4,000円の減額による予算補正でございます。本承認については何ら異議なく承認することに賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第11、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 承認第4号について説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いします。

令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものといたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,892万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

令和5年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料に4万円を追加し、1億1,259万3,000円としております。項1、後期高齢者医療保険料です。

款4、繰入金から4万1,000円を減額し、5,962万5,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額1億7,893万円から1,000円を減額し、1億7,892万9,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費は財源内訳変更のみですので補正額は0円となります。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金に24万2,000円を追加し、1億7,090万8,000円としております。項1、後期高齢者医療広域連合納付金です。

款5、予備費から24万3,000円を減額し、81万円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額1億7,893万円から1,000円を減額し、1億7,892万9,000円としております。今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したこと等によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございます。ただいま令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について担当課からご説明がありました通り、歳入歳出それぞれ1,000円を減額、給付金の確定ということでございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。会議は11時15分から再開します。

休憩 午前11時3分

再開 午前11時15分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第12、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それでは承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町税条例の一部を改正する条例。改正の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、甲佐町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。改正文になります。

甲佐町税条例の一部を改正する条例。

甲佐町税条例（昭和30年条例第49号）の一部を次のように改正する。

以下、改正文がございますが、かなり長くなりますので、この資料の最後につけております説明資料の方でご説明をさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（奥名雄吉君） ありがとうございます。承認第5号説明資料。令和5年度地

方税法等の一部改正に伴う町税条例等の改正要旨でございます。

まず、個人住民税です。1、森林環境税の賦課徴収に関する規定の整備でございます。森林環境税について、これはもともと森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律におきまして市町村が個人の住民税均等割が課せられる納税義務者に対して免税額1,000円を均等割と合わせて賦課徴収するということが規定をされておりますが、これを賦課徴収についてより詳しく地方税法の方で規定をすることとなりましたので、そのため改正となっております。6年の1月1日施行です。

2番目です。肉用牛売却に係る事業所得の課税の特例の延長でございます。もともと令和6年度までとされていたこの特例期間でございますが、これを9年度まで延長をするという改正です。令和5年4月1日の施行となります。

次に固定資産税につきましては、特例措置の創設等でございます。まず改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンションの長寿命化にする一定の大規模修繕工事を行った場合の特例というものでございますが、これは当該建物の固定資産税を地方税法参酌基準のとおり3分の1減額するというものでございます。それから中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定された認定先端設備等導入計画に基づき所得した一定の機械装置等の特例措置でございます。これは課税標準額を3年度分2分の1に軽減するというものでございます。令和6年度までの措置となりますが、これに関しましては現在わがまち特例で課税標準をゼロにするようなことでいたしておりますが、今回の地方税法の改正でわがまち特例ではなく完全に軽減の率ですとか期間が定められましたので、そのものになります。軽自動車税につきましてはです。環境性能割に係る改正。これに関しましては税率の軽減にかかる要件の見直し及び適用期間の延長ということですが、現在この環境性能割の2%、1%非課税にする場合の特例が定められておりますが、これはもともと令和5年3月まででした。これをこのまま12月まで延長し、それから更に要件を見直したところで8年の3月まで取得したものについて特例を規定したのになります。

次のページをお願いします。5番グリーン化特例に係る改正です。3輪以上の軽自動車の経過適用に係る軽自動車の取得期限を令和5年の3月末まででしたが、8年の3月末まで延長するということですが、軽自動車を取得して翌年1年間だけの軽自動車税を燃費基準ですとかで軽減するといった特例になります。これを3年間延長するというものになります。このほか地方税法及び政省令等の改正に伴う字句ですとか引用条項の改正を行っているものとなります。主だったものは以上になります。ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。お尋ねします。森林環境税の徴収見込みはどれくらいを予定されているのかが1つと、2番目に肉用牛売却に係る事業所得の課税の特例の延長ですが、対象になる業者と言いますか、個人と言いますか、どれだけいらっしゃるのかということでお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 2点ご質問でございましたが、まず森林環境譲与税の徴収見込みがどれぐらいかといったご質問だったかと思えます。こちらに関しましては今年度どれぐらいというのはまだはっきり分かりませんが、令和3年度均等割がかかる方に対しての1,000円ということになりますので1人当たりですね。令和3年度で言いましたところでは均等割の納税義務者が4,400名ほどいらっしゃいますので440万ほどになるかと考えております。それから肉用牛の免税の特例対象となる事業者の方がどれぐらいかといったことですが、令和4年度の賦課資料の中では肉用牛の所得がある事業者の方が8名いらっしゃったかと記憶しております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほど地方譲与税の中の森林環境譲与税が680万円ほどということになっておりましたけれども、それは森林の広さとかそういったので決まっていたかと思うんですけれども、今度は住民税の均等割が課せられる方について年間1,000円を徴収を課税をするということなんですけれども、これとした場合、この森林環境譲与税と言いますか、そういった交付税についての見通しとか、そういったのは示されているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 森林環境譲与税についてのご質問ですけれども、森林環境譲与税自体が令和元年度から交付をされております。これが森林環境税として令和6年度からの賦課徴収ということになりますので、それに先立って国の方でいわゆる国債を発行されてその分で先行譲与される形になっております。基準としまして議員おっしゃいました通り私有林の人工林の面積、それと林業の就業者数それと人口、この3つで計算されておりました先だっの農林業センサスでだいたい数値というのが今のところ固まっております、令和5年今年が680万3,000円、それと令和6年からがマックスになりまして862万8,000円、これが今の現行制度ではずっと続いていくという風に説明を受けております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。同じく今の質問に関連してほとんどのこういった課税される税というのは今説明されたのは終わる年度が何年までとか延長で何年までとか決まっておりますけれども、この森林環境税ですか、この1,000円を均等割から徴収するというこの税については終わりが何年までとかそういった最終年度はいつまでというのが決まりがあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 森林環境税の終わりの期限に関しましてのご質問ですが、今の時点での地方税法上では終わりのいつというのはその部分は規定されておられません。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。肉用牛売却に係るということですが、もう少し内容、どういう内容だったのか私の考えているのとどうかなと思ひましてお聞かせ願ひませんか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 肉用牛売却に係る課税の特例に關しましてのご質問ですが、この対象になる方は個人ないし農地所有適格法人ということで定められているようです。例えば個人の方ですと売却価格が100万円までの牛、肉用牛を販売された場合のものになります。これは公益社団法人とか一般社団法人の高騰登録というのがなされたもののみということになっております。このものを一定の市場ですとかで100万円以内で売却をした場合、1500頭までが非課税になるというようなことになっております。以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 100万円以上は税金がかかるということでしょう。高騰登録ということじゃなくて金額だと思ふんだけど、1頭が100万円以上越した場合には課税しますが、100万円以下だったら課税しないと、課税しないというか優遇措置をすることだと思ふんですけれども、それはいいんですけれども、甲佐町もそれに準じてやっておられるわけですね。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 甲佐町の住民税の課税におきましても地方税法で定められたものになりますので同じように取り扱いを行っております。1頭当たり100万円以内であつて高騰登録がなされている証明、それから売却の証明、市場とかのそういったものを確認したところでの特例の措置ということになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 分かりました。ではそういうことで確認させていただいて甲佐町も準じてやっておられるということを確認しましたので、ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 今の私の答弁で1点だけ補足をさせていただきたいと思ひます。高騰登録の証明とか市場の場合の証明に關しまして確認をしてということでお話をしましたが、これは確定申告に来られた時にそれをつけてもらつて申告を受けておりますので、そこがちょっと抜けておりましたので補足でご説明させていただきます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。承認第5号、令和5年度地方税法等の一部改正に伴う地方税条例の改正については反対の立場から討論を行います。森林環境税は2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税の看板をかけかえて取り続けるもので、森林の吸収源対策や公益的機能の恩恵を講じるとして国やCO2排出企業が引き受けるべき負担を国民に求めるものです。従って森林環境税として賦課徴収することについては反対とするものです。以上です。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第5号、専決処分の報告及び承認でございます。甲佐町税条例の一部を改正する条例につきましてでございますが、個人住民税では森林環境税の賦課徴収に関する規定の整備をはじめ、固定資産税や軽自動車税など地方税法の一部を改正するものでございますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第13、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 承認第6号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。専第6号、専決処分書です。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。改正の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則と

して同年4月1日から施行されることに伴いまして甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。改正文でございます。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例（昭和30年甲佐町条例第50号）の一部を次のように改正する。

以下、改正文がございますが、この内容に関しましては、この資料の最後につけさせていただいております説明資料の方に簡潔に記させていただいておりますので、こちらの方でご説明をいたしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**税務課長（奥名雄吉君）** ありがとうございます。令和5年度地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険税条例の改正要旨でございます。

まず課税限度額の改正につきまして第2条になりますが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額それから介護納付金課税額のうち後期高齢者支援金等課税額を現行20万円から22万円に改正するというものになります。

それからもう1点、均等割及び平等割額の軽減対象を判定するための所得基準に関する改正でございます。23条になります。2割軽減、5割軽減、7割軽減とございますが、このうちの2割軽減の所得の基準額につきまして被保険者数1人当たり1万5,000円を加算して軽減を判定する。5割軽減に関しましては現行28万5,000円×被保険者数ですが29万円×被保険者数、5,000円×被保険者数と同額したところで軽減を判定するというものがございます。この改正は軽減の範囲の所得金額がやや広がる、5割と2割軽減の方に関しましてはやや広がるといった改正になっております。以上に関しまして低所得者世帯の負担増への配慮と併せて高所得者世帯数の世帯の負担増が一体となったような改正になっているものと思います。ご説明は以上になります。

○**議長（宮本修治君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○**9番（井芹しま子君）** 限度額の改正は2万円全体として引き上げられるということなんですけれども、減額については減額が増えるということで今説明を受けましたけれども、この限度額についても減額についてもこれはそれぞれの自治体によって違うと思うんですけれども、これは上益城内ではほぼ同じなのか、こういった形で決められたのかお尋ねをいたします。

税務課長。

○**税務課長（奥名雄吉君）** 議員おっしゃってられますこの軽減を判定する場合の、所得金額の反映に関しましてはこれは地方税法に定められたものとなっておりますので、甲佐町の保険税条例も全く地方税法と同じになっております。ということですので、郡内の団体の状況は私全部は把握はしておりませんが、完全にはですね。全国ほぼこの基準になっておるところが多数であると認識しております。以上になります。

○**議長（宮本修治君）** 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それでは中々はっきりとした数字は勿論でないとは思いますが、それでも、全体としてどれくらいの影響が出るのかというか金額的におよそ、そういったものは想定しておられますか。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 軽減判定の所得金額の改正でどれくらい影響のある方がいらっしゃるかといったご質問でございますが、これに関しましては申し訳ございません、把握ができないと申しますか、去年と今年の所得金額がやはり皆さん違いますので、その部分がどれくらい影響があるのかということに関しましては分析が出来ておりません。参考といたしまして令和4年度の6月1日現在の軽減の世帯数に関しましては、5割軽減の世帯が280ほど、それから2割軽減の世帯数が200弱ほどという風に捉えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国保の課税限度額の2万円引き上げでございますけれども、総額で104万円となります。これまでも国保の負担の重さは幾度となく質問でも取り上げてまいりました。限度額の引き上げもほぼ毎年のように行われております。これ以上の負担を強いる承認第6号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては反対をいたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。承認第6号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。ただいま担当課長から説明がありましたが、低所得世帯層の負担への配慮増ということで高所得者世帯層は負担増とありますけれども、地方税法の一部改正によりこの条例が改正されてございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第14、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 承認第7号についてご説明申し上げます。承認第7号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをお願いいたします。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。以下、改正文がありますが、改正文が長いので、別紙の資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（宮崎貴美代君） ありがとうございます。

それでは最後のページをお願いいたします。まず説明資料によって説明させていただきます。1番の改正理由につきましては、国の関係府省におきまして子供のバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられたことにより、幼児等の住所確認と安全装置の装備を義務付けるなどバス送迎等の安全管理を徹底するために関係府省令等が改正され、令和5年4月1日から施行されております。この国の基準に従い、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるためでございます。

2、改正内容の概要についてです。安全計画の策定等、第6条の2です。放課後健全育成事業者は利用者の安全確保を図るため放課後健全育成事業所ごとに当該放課後健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取り組み等を含め

た放課後健全育成事業所での生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練、その他放課後健全育成事業所における安全に関する事業についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

自動車を運行する場合の所在の確認、第6条の3です。放課後健全育成事業者は利用者の事業所外での活動、取組等のための移動、その他の利用者の移動のために自動車を運行する時は利用者の乗車及び降車の際に点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在を確認しなければならない。

衛生管理等、第13条の第2項です。放課後児童健全育成事業者は放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならない。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。この子供のバス送迎とかの部分で甲佐町の放課後健全育成事業の中でこういったバス等を使われている事業はあるんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 放課後児童クラブでバス等の利用があるのかというお尋ねですけれども、バスではありませんけれども、白旗のふれあいセンターでげんきクラブ、放課後児童クラブがありますけれども、そちらの方では白旗小学校と乙女小学校の児童が利用しております。乙女小学校の児童が白旗のげんきクラブを利用する際には放課後、乙女小学校の校門前からクラブが手配しましたタクシーに乗って行かれております。タクシーにはクラブの支援員さん、職員が1名乗っておられ小学校からクラブまで安全に移動できるように点呼や乗り降り等の確認を行われております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 改正内容の概要ということで安全計画の策定それから自動車を運行する場合の所在の確認、衛生管理等、こういった改正内容ですけれども、これが今年の4月1日から施行するということなんですけれども、こうした実施ができる体制にあるのか、こういった今状況にあるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 現在のクラブの衛生管理等、安全計画の策定等についてお答えいたします。放課後児童クラブにおいてはクラブ職員の意見交換なども開催されておりました町からも同席している状況です。これまでもコロナの感染対策等については国・県からの通知を随時クラブにお知らせし、感染対策をお願いしておりましたけれども、今後も感染症や食中毒に関する資料配布や研修等も計画しております。また、クラブの職員

が救命講習を受講される予定もあります。その他、各クラブにおきまして火災や地震、水害等を想定した避難訓練は行われておりますけれども、水害につきましてはくらし安全推進室の方に避難確保計画を提出されて避難訓練等も実施されておりました、児童の安全確保に努められている状況です。非常事態の体制につきましては、第12条の2につきましては、非常時の体制で早期に業務を再開できるように業務継続計画の策定等については今後各クラブに周知、指導していく予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君）ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君）5番佐野です。放課後健全育成事業における送迎のことがご報告がありましたが、過去に送迎における事故がどうであったのか無かったのかということをお尋ねしたいということと、この条例の改正は放課後健全育成事業についての改正のことですが、今全国で色々問題になっているところは保育園の送迎ということで事故があっているというようなことでニュースとかになっておりますが、保育園については別にこういった条例というものはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮本修治君）福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君）放課後児童クラブの送迎に関して過去の事故等があったのかということですが、事故の報告は受けておりません。それから保育園については次の家庭的保育等の事業のところで改正をする予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君）ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君）3番です。課長に確認だけです。先ほど説明の中で白旗げんきクラブへ乙女小学校からタクシーで送迎されるとお聞きしたと思うんですけども、ここで書いてあるのは子供のバス送迎や安全徹底プランなんで、バスが対象、タクシーとかでも対象になるということですかね。

○議長（宮本修治君）福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君）基本的にはバスにはなるかもしれませんが、自動車を運行する場合の所在確認ということで児童の居残りがいないか、取り残しと言いますか、そういうことがないようにということで条例改正をしております。おおもとが国の基準が改正されましたので町もこの条例を国の基準に習って改正したところですが、基本的な考えとしては児童のバスとか公共交通機関を利用した場合とか、そういう時にクラブの活動として児童の居残り等がないか安全を確保するというで改正させていただきました。以上になります。

○議長（宮本修治君）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第7号、専決処分の報告及び承認について、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございますけれども、子供のバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられたことにより、幼児等の所在確認と安全装置の装備を業務付けるとする等バス送迎の安全管理に関する条例の一部改正であることから、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

昼食のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15に入る前に先ほど佐野議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますのでこれを許します。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先ほど承認第7号に関しまして佐野議員の方からの質問で保育所における送迎バス等のブザー設置に関する条例改正についてお尋ねがありましたけれども、その件について訂正させていただきます。先ほど答弁の中で保育所に関しては次の承認案件で家庭的保育事業等の設備に関する条例改正が該当しますという風に回答をいたしましたけれども、町内に5つある認可保育所につきましては県の児童福祉設備及び運営の基準に関する条例、こちらの方で改正されております。お詫びして訂正させていただきます。

日程第15 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第15、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 承認第8号についてご説明申し上げます。承認第8号、専決処分¹の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第8号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをお願いいたします。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。以下、改正文がありますけれども、改正文が長いので、別紙資料により説明させていただきますよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（宮崎貴美代君） ありがとうございます。

それでは最後のページをお願いいたします。

1、改正理由。改正理由につきましては、前承認いただきました承認第7号と同じ理由であるため、省略させていただきます。

2、改正内容の概要につきましては、安全計画の策定等、第7条の2です。家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

自動車を運行する場合の所在の確認、第7条の3です。家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

衛生管理等、第14条2項です。家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を

定期的に実施するよう努めなければならない。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この家庭的保育事業ですけれども、町内にあるのかどうか、保育事業等という風に書いてありますけれども、この等についてもお願ひいたします。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 家庭的保育事業等についてお答えいたします。家庭的保育事業の中には4つの事業のタイプがありまして家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育という4つの事業のタイプがありますけれども、大まかな内容で申しますとこの家庭的保育事業とは少人数の単位で0歳から2歳の子供を保育する事業となっております。ただ甲佐町につきましては、現在認可している事業所はありません。国の法改正によりまして町が平成27年に条例を制定しておりますけれども、今現在では認可している町が指定している事業所はありません。以上になります。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第8号、専決処分の報告及び承認について、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国において子供のバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられたことにより、幼児等の所在確認と安全装置の装備を業務付けるとする等バス送迎等の安全管理に関する条例の一部改正であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第16 承認第9号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第16、承認第9号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 承認第9号についてご説明申し上げます。承認第9号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第9号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例。

理由としましては、事務分掌の見直しに伴い、甲佐町子ども子育て会議条例の一部を改正する必要が生じたためです。

次のページをお願いいたします。

甲佐町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例。甲佐町子ども子育て会議条例の一部を次のように改正する。

第6条中「住民生活課」を「福祉課」に改める。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。承認第9号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、甲佐町子ども子育て会議条例の一部を改正する条例ということでございます。課の所管が変わるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第9号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第9号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日10日と11日は議案調査のため休会、12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後1時13分

6月12日（月曜日）

令和5年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和5年6月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 6月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 6月12日 午後2時47分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 荒田慎一	くらし安全推進室長 永井恒一
税務課長 奥名雄吉	環境衛生課長 白石亨
住民生活課長 橋本良一	健康推進課長 上古閑一徳
福祉課長 宮崎貴美代	農政課長 井上幸介
建設課長 志戸岡弘	会計課長 渡邊友美
町民センター所長 中林健次	
教育長 田上浩輝	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

(専第10号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第1号))

日程第3 報告第1号 令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第2号 令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第5 議案第24号 甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第25号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第26号 町道の路線廃止及び認定について

日程第8 議案第27号 訴えの提起について

日程第9 議案第28号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第29号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 発議第5号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 議員派遣について

日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

○議長（宮本修治君） 一般質問に入ります前に税務課長より6月9日の承認第6号に関する井芹議員の質問に対する答弁の補足説明の申し出がっております。これを許します。税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） おはようございます。先日の議会での承認第6号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご審議の際の井芹議員からのご質問でございます。軽減判定所得の基準が他の市町村でも同様であるかといったご質問に対しまして、私「多数の団体が地方税法と同じ」と言った答弁をいたしましたところですが、

しかしその確認をいたしましたところ、この軽減判定所得の基準に関しましては地方税法の通りでなければ違法であるといったことで確認が取れましたので、私の「大部分が同じである」との答弁では異なる基準が許されるといったことになってしまいますので、そういったことで軽減判定所得の基準に関しましては他の市町村も同様であるといったところで、申し訳ございません、お詫びして答弁を訂正させていただきます。以上です。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は2名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） おはようございます。9番、井芹しま子です。ただいまより一般質問を発言通告に従って質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まずヤングケアラーの問題についてお尋ねいたします。ヤングケアラーとは本来であれば大人が担うと想定されている家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子供たちのことを言います。その背景には少子高齢化、核家族化、共働き世帯の増加、家庭の経済状況といった点が指摘されているところでございます。そのしわ寄せを受けている子供たちの実態が国や県の調査で明らかになり、この問題が近年クローズアップされております。そうした中で国も自治体も支援に動き出しております。ヤングケアラーは年齢や成

長さ合い以上に重い責任を負わされ、生活や学業に支障をきたしていることが各調査で浮き彫りになっています。しかし支援が必要になっているにも関わらず表面化しにくいのも大きな課題となっております。2022年の国が調査の実施を行いました。調査結果が公表されておりますけれども、小学校6年生を対象にした初の調査では15人に1人がヤングケアラーに該当し、ケアを始めたのは10歳から12歳までが40.4%、7歳から9歳までが30.9%、6歳以前からは17.35%となっています。幼い頃からの家族のケアに関わるケースが少ない状況が浮き彫りになっています。令和2年度の中高生2年生を対象とした実態調査では中学2年生では17人に1人、公立全日高校2年生では24人に1人が世話をする家族がいると答えています。中2、高2ともにケアの頻度はほぼ毎日が4割、平均1日あたりの時間は4時間、7時間を超えると答えた生徒も1割います。また他県の調査ではケアに対する影響について孤独を感じるが19.15%、ストレスを感じるが17.4%、勉強時間が取れないが10.25%など、睡眠不足などをあげています。困難を抱え孤立を深める姿が浮かんでまいります。

さて、このような子供たちが学業や遊びやクラブ活動など子供本来の権利が侵害され子供の将来に影響を与えることも考えられます。是非こうした子供たちがいるとしたら早期に大人が気づき、必要な支援をすべきだという風に考えます。そういった点でお尋ねをいたします。このヤングケアラーについて町においては調査をされたのかどうかお尋ねをいたします。是非調査をすべきだという風に考えておりますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） ヤングケアラーについての実態調査についてお答えいたします。ヤングケアラーとは井芹議員がおっしゃった通り、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、責任や負担の重さにより学業などに影響が出る場合があります。例えば家族の代わりに日常的に幼い兄弟の世話をしていることなどが該当します。このヤングケアラーについては町独自の調査を行っておりませんが、熊本県が昨年度は9月から11月にかけて小学校336校のうち6年生を対象として6年生が1万6,461人と大学3年生5,756人を対象として調査されております。調査結果につきましては熊本県のホームページに公表されておりますが、その中で学校に対してヤングケアラーの定義に該当すると思われる子供の有無について質問されておまして、ヤングケアラーがいると回答した学校の割合は18.6%となっております。各町の詳細な結果は公表されておませんが、町としましてもそのような児童がいないか民生児童委員の定例会においてヤングケアラーなど気になる児童がいたら相談や情報提供をしていただくようお願いをしておりますし、その他教育委員会や町民の方などからの情報により早期発見に努めているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ヤングケアラーの子供たちがどんなケアをしているかということについては幼い子供たちのお世話ばかりだけではなくて本当に深刻なケアの場合もあり

ます。親の介護やそれから祖父母の介護、様々な事例がございます。今答弁で調査をしていないということですが、該当しそうな児童がいた場合は対応も検討されているようですけれども、しかし今様々な問題を含むヤングケアラーの問題ですけれども、この認識は一般的にまだ浅く、周知活動や関係機関の検証など、どうしても必要だという風に考えますけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 町独自の調査はしておりませんが、ヤングケアラーが該当しそうな児童がいた場合の対応等についてお答えいたします。相談等によりヤングケアラーに該当するのではないかとと思われる場合はできるだけ速やかに関係者や関係機関と連携して聞き取りや訪問などをして実態を把握するように努め、福祉課が調整機関となっている要保護児童対策地域協議会を活用して児童のおかれている生活環境が改善できるように支援しております。考えられる支援策としては例えばですけれども、障害や病気のある家族の介助をしている児童がいた場合は家族に対してヘルパーの利用ができないか、あるいは施設の通所利用や入所を検討していただくなどの生活改善もあるかと思えます。また児童が相談しやすいように各小中学校に対してもヤングケアラーについての周知をしており、担任だけでなくスクールカウンセラーなどへ相談できるような体制作りもしております。その他の相談窓口として熊本県ヤングケアラー相談支援センターによる出張相談会が上益城においては今月21日に御船町のカルチャーセンターにおいて開催される予定で、教育委員会や民生児童委員の方に対しても周知をしているところです。また国の相談窓口として24時間子供SOSダイヤルがあり、全国どこからでもいつでも子供のSOS全般について相談でき、電話をすれば原則として電話をかけた所在地の都道府県教育委員会の相談機関に接続されるようになっておりますので、このような相談方法があることも教育委員会から学校を通して児童へ周知をされております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ヤングケアラーの対応については以前より担当課からもお話を伺っておりましたので今の実態については承知をしているところでございますけれども、なかなか先ほど言いましたようにこの問題での様々な周知活動も行われているということでしたけれども、やはりこの認識を深めるということ、それから各機関の連携、そうしたものとやはりこの研修というのは欠くことができないという風に思いますので、そういった点では再度検討を求めたいというふうに思っております。国や県とのヤングケアラーに対する支援体制も進んできております。精神的なところでは自治体でのヤングケアラー支援に向けての条例制定も相次いでいるところでございます。町としての体制作りなど課題も多いかというふうに思いますけれども、今後の取り組みの拡充を求めたいという風に思います。この問題では本当に子供たちの必要な支援につなげられるように早期発見、そして今申しあげました子供たちへの必要な支援につなげられるようそうした体制作りが非常に重要なところです。子供たちが子供らしく生活ができて、進路や将来の選択に支障が出ないよう関係機関の強化による支援の検討を再度求めたいという風に思います。よろしく

お願いいたします。

次に、不登校問題について前回に引き続きお尋ねをいたしたいと思います。今回はどう子供達の自立支援をしていくのかお尋ねをしていきたいというふうに思います。近年の不登校児童生徒についてお尋ねをいたします。またその背景についてどのように分析されているのか、されているのであればその点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まず現在の不登校の状況と言いますか、令和4年度末での不登校児童生徒の状況をご説明したいと思います。令和4年度末では小学校は5人、中学校で23人が不登校でございます。それからどのような考えを持っているのかというようなことですが、不登校に陥る状況というのはいろんな問題が重なってなるものだという風に思っているところでございます。まずはそのような中、不登校の児童生徒の状況で学校に全く登校すること自体ができていないというような生徒が全くゼロの生徒が数名いるようでございます。まずは不登校傾向の児童生徒の初期対応としまして本人の様子をよく観察しまして 担任や養護教諭等が定期的に家庭訪問を実施し、本人及び保護者との面談、またスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど相談員を活用しまして学校、家庭の連携を図り学校の登校を促している状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 令和4年度については小学校で5人と中学校で23人という風に答弁をいただきました。全国での不登校児童生徒数は2012年から9年連続で増加している状況です。2021年には24万4,940人と公表されております。県内においては前年度より1,124人増加をして4,729人と過去最高と発表されております。子供たちの数は年々少なくなっているのに不登校の子供たちは年々増加するという深刻な状況にあります。こうした不登校児童生徒の増加が社会問題化する中で国は2016年不登校児童生徒の支援に向けて教育の機会の確保などを図るため教育機会確保法を制定し翌年施行しました。この法では学校復帰が目的ではなく社会的自立が目的であること、また休養の必要性や不登校は問題行動ではなく誰にでも起こり得ることであるなどを明記し、また不登校児童生徒を出さないための魅力ある学校づくりなど学校環境の整備、またフリースクールなどの民間施設との連携などを自治体に求めております。子供たちは甲佐町の未来を担うかけがえのない存在でもあります。不登校が長期化しないよう前に歩み出せるよう子どもたちのそれぞれの状況に応じた支援が必要になっております。今年3月の新聞には不登校から東大へという大きな見出しで民間施設の学習支援センターに通うことで子供がそうした学業に力を入れるという中で、そういった東大合格というそういった子供のニュースが新聞に報道されております。最後には民間施設の学習支援センターに通うことがきっかけになって、そしてそういった結果を出しておりますけれども、そうしたことは不登校が可能性を閉ざすとは思っていないという結びでした。是非こうした民間施設、フリースクールなどの選択の輪も広がるよう、これについては費用が伴います。そういった点でフリースクールなどの費用助成の検討を進めるべきだという風に思いますけれどもこの点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 今教育機会確保法ということでお話をされましたけれども、これにつきましてはまず義務教育課程においてはもともと通っていた学校に籍を置いたままフリースクールに通うことができるという風にうたわれているのも一部ございます。学校や教育委員会が認めたフリースクールの出席は在籍校の出席扱いになるということはお存知かと思っておりますけれども、フリースクールの一般的な学校との違いと言いますのはクラスも1学年ごとではない場合もあります。複数学年が同じクラスになったり、また毎日通うことを強制しないこともあります。またその日に何をするか、基本的には自由なところも多く存在するというようなことをお聞きしております。運営内容につきましても幅が広く、施設によって入学資格や対象年齢など受け入れの形態も様々という風なことでございます。主に不登校の子供を受け入れる目的としている団体、施設につきましては、不登校の子供達の居場所作りという役割も果たしている面がございます。これにつきましては運営主体は個人や民間の企業、NPO法人によって担われておりますけれども、様々な規模、形態のフリースクールが存在している状況でございます。先ほど学校に通うことが目的じゃないということで教育機会確保法ということをおっしゃいましたが、当然大きな視点で社会的自立ができるような様々な方面から関係機関が協力して支援は必要であるというふうに思っておりますけれども、フリースクールの目的の中には共同生活に慣れさせて生活指導を行うとか勉強の遅れを取り戻し学校に戻りやすくするための教育の提供というものもございます。そういった面で先ほどもおっしゃいましたが、このフリースクールについてはプライバシーの問題もありますのであまり答えられないところもございますけれども、甲佐町にも中学生が2箇所、1名ずつ通っているというような実績もあわせて、そういった把握をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 居場所作りにフリースクールがなっているということですが、子供の状況は先ほどおっしゃったように様々な状況で今学校に通えないという状況がございます。そういった点で様々な選択肢を広げることで子供たちの自立や学びの保障をしていくというのが様々な民間の施設やそれからフリースクールなどが存在しているわけですが、居場所作りについては不登校になるきっかけは今言いましたように様々ありますけれども、学校に行けない不登校児童生徒の8割近くは家庭で生活をしているとの調査資料がありましたけれども、不安や葛藤、孤立などの中で精神的に不安定になったり不登校が長期化しないよう自分が安心できる集団やコミュニティの場を居場所として見つけることは学校復帰や社会復帰につながるものだという風に考えますが、そういった点でフリースクールも居場所の1つですが、今後居場所作りについての提起が様々行われておまして、その重要性も認識を広がっておりますけれども、甲佐町においてはそういった居場所作りについて担当課として検討をされているのか、どのような認識をお持ちなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 居場所作りの確保という面からフリースクールのお話をしましたけれども、まずは児童生徒の中に学校には来るけど自分の教室に行くことが難しいという生徒、そのような生徒につきましてはまず学校内のカウンセラー室や別教室での学習等を進めたり、学校以外の適応教室、例えばろくじ館の研修室でありますとか町民センター、それと生涯学習センターの図書館などでそういったところで学習も行っていらっしゃると思います。その児童生徒の対応としましては児童生徒教育相談員や授業のない教諭が本人の体調などに合わせまして1時間から3時間程度状況を考慮しながらプログラムを設定しまして学習などの個別指導を行っているところです。基本的には学校復帰、完全復帰を見据えての対応でございますので、1日でも早く登校して学校の教室で自分の教室で授業を受けることができるように現在も支援を行っているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この問題については今後もさらに一般質問の中で議論を深めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に生理用品の配備についてお尋ねをいたします。この問題は昨年生理の貧困問題で質問をしておりますけれども、引き続き質問をいたします。ご承知のように生理用品の入手が困難な女性が一定の割合でいることが厚労省がインターネットを通じて実施した調査でも明らかになっています。この問題はマスコミでも広く取り上げられ、社会問題となりました。その結果その認識、実態が広く周知をされて支援を求める声も高まり地方公共団体や学校での生理用品の配備が広がっております。2022年7月に国が調査をした生理の貧困にかかる地方自治体の取り組みについては前年の581団体から715団体へと拡大をしています。県内でも高校や自治体での取り組みも始まっております。お尋ねしますけれども、県内の配備状況についてはどういう風になっているのか調査をされておられますならばお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 県内の状況ということでございますけれども、県内には生理用品をトイレに配備しているところが数カ所あるようでございますけれども郡内と近隣町の状況について説明させていただければというふうに思いますが。まずは郡内の益城町については前回も申しましたけれども、令和3年度の取り組みとして試験的に小中学校のトイレに生理用品を配備しているということでございました。1ヶ月1,000円で小学校の6年生と中学校の1、2、3年生を2ヶ月間されたということでございますけれども、その後も配備は行っておられます。ただ令和3年度の試験的な取り組みでは使用が非常に少なかったと、原因は分かりませんが相当数余ったということをお聞きしております。そのため令和4年度それと本年度、令和5年度の取り組みとしても小学校のトイレ、保健室に配備されているようでございますけれども、令和3年度の在庫で対応しているという風にお聞きしているところです。

それと御船町につきましては、それまでは保健室に配備してあったということでござ

いましたけれども、令和4年度の2学期から小中学校トイレに配備しているということでございます。現在も配備をされているということです。

それと嘉島町は保健室には配備しているが、各学校のトイレには配備していないということで他町の取り組みの様子を見ているというような回答でございました。

山都町についてですけれども山都町は令和4年度に保健室にコロナ臨時交付金を活用して購入しておりましたが、トイレの配備については各学校と協議した結果、いろんな問題があるため配備しなかったというようなその時は回答でございました。しかし4年度の末から現在まで試験的にトイレに配備し様子を見ているということでございます。

それと近隣の美里町につきましては保健室に配備しているが各学校のトイレには配備していないということで予算も計上していないというような状況です。これが近隣町と郡内の状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 生理用品の配備については近隣町でもそういった試験的な取り組み、また配備も行われている自治体もあるようでございます。今生理の貧困を取り上げました。以前の状況よりも物価高騰の中、生活は一層厳しさを増しています。また女性の生理は私たちが生まれるための生理現象であり生理用品の配備は女性の尊厳や健康を守る課題として、また女性の人権やジェンダー平等の視点からも生理用品の配備は重要なことだという風に考えております。生理用品の配備は財政的支援から女性の健康を守ることにもつながり学校での常設は子供の安心感につながり、生理の周期などの不安定な時期の子供たちにとって精神的な安定にもつながり学業に専念できる環境づくりにもなるのではないのでしょうか。また行政施設への常設は独り親世帯や経済的困窮世帯の女性の支援の一助にもつながるのではないかという風に思います。是非町としても実施すべきだという風に思いますけれども最後に見解を求めます。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この生理用品の恒久的な配備ということでございますけれども、これにつきましては本町では各小中学校の保健室に生理用品は配備しております。取りに来ればいつでもお渡しできるというような状況でストックもしているところでございます。ただ現状ではトイレには恒久的な配備はしていないと、保健室のトイレのみにはしております。先ほど申しました通りいろんな問題がありますので郡内や近隣町の状況について先ほど説明しましたが、試験的に取り組みを行っている町や保健室にのみに配備している町などがありますけれども、この他町の試験的な取り組みの状況を見ながら関係者の中で甲佐町でも検証をして協議を行っていきたいという風に思っているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（田上浩輝君） 私からも答弁させていただきたいと思います。甲佐町内の小中学校においては保健室に生理用品が配備されており必要な児童生徒に提供しております。学校においては児童生徒からのトイレへの配備についての要望は特になく、必要な時は保

健室のトイレを使用したり保健室に取りに来たりしているような状況と学校からは聞いております。特に養護教諭は保健室で生理用品を提供する際に困りごとや悩み事はないか、現在の学習状況はどうかというようなところで信頼関係のもと子供の心に寄り添っていく子供の理解者であり相談相手になっていくということを今とても大切に女子の生徒達と繋がっているところがございます。小中学校トイレの生理用品の恒常的配備ということでございますけれども、先ほど学校教育課長がお答えしましたように今後他町の取り組み、管内の取り組み等の状況を見ながらニーズの把握に努め、関係者の中で十分検証、協議を行っていきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保健室に置いてあるということはそれはそれでいいという風に考えますけれども、様々な今申し上げました状況を色々鑑みまして、これは本当にトイレにトイレットペーパーと同じように常備をするということが非常に望ましいという風に、生徒達からのニーズがないと言われましたけれども、なかなかそういった点でのニーズを出しにくい、生徒達からはですね、という風に思います。様々な生理については子供たちもいろんな困難を抱えております。体の面とかですね。そういった点でも抱えておりますし、そういった点では保健室の対応も大事かというふうに思うんですけども、それはそれとしてやはりトイレへの常設というのは大きな教育的効果もあるのではないかというふうに思っておりますので、他町の試験的な取り組みを見て検討していくということですが、そういった点では前向きな検討を求めたいと思います。

次に、保育士の処遇改善と配置基準についてお尋ねをいたします。子どもまんなか社会を目指してその司令塔となるこども家庭庁が4月1日に発足しました。岸田首相は3月31日には異次元の少子化対策としての視野も公表しました。児童手当の所得制限撤廃、高校3年生までの手当の延長、男性の育児休暇の取得促進、住まいの支援など多岐にわたって制作が掲げられております。しかしこれでは異次元とは程遠い今までの延長線上、これで少子化が解決するのかという声も上がっております。少子化は総務省が2022年10月に公表した人口推計調査によりますと47都道府県中、1県も前年を上回った県はありません。国は30年間にわたって様々な少子化対策を講じておりますけれども、少子化にはどめはかかっていません。若い人の希望が持てる、そして安心して結婚し子供を持てる抜本的な労働環境の改善こそ必要だという風に考えております。

さて虐待や不適切な保育、食事中の死亡事故など保育園をめぐる痛ましい事故が相次いでいます。それぞれの原因究明と再発防止対策の徹底が求められていますけれども、虐待や不適切な保育は大きな社会問題となり、その背景として指摘されているのが深刻な保育士不足です。厚労省が発表した職業安定業務統計によりますと令和3年4月時点での保育士の有効求人倍率は2.04倍、全職種における平均の有効求人倍率は1.04倍で倍近くの求人となっております。令和5年1月時点では3.12倍、全職種の1.44倍を大きく上回っており保育士不足の深刻さを示しています。その原因として保育士の資格は持っているが保育士としての職を選ばない。そしてまた中途退職、早期退職の多さが挙げられています。そ

の背景には保育士の過重負担など労働環境の問題、片時も気を緩められない、命を預かるという責任の重さなどそれに見合う給料になっていないということが挙げられています。保育士は子供の幼児期の成長発達と保護者の就労を支える、言うまでもなく重要な存在です。保育士の働く環境の改善は子供たちの安全を守り保育の質向上を図るという点につながり、子供の健やかな成長を保証するために不可欠だという風に思います。そこでまずお尋ねしますが、保育行政での県や町の役割についてまずはお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 保育行政に関する県や町の役割ということですが、まず保育所の認可、指導監督等につきましては都道府県となっております、指導、監督の内容としましては、県の方が監査をする時の内容ですが、運営管理面ということで施設運営の適正化、適切な職員の処遇、適切な会計処理ということで確認をされます。あと処遇面ということで安全管理の徹底、防災対策の充実強化等について確認をされます。町につきましては県と連携する形でこれらの確認や検査を行っております。町は園からの提出書類や保育現場の状況等を見まして何か改善すべき等がありましたら県に報告し、県とともに指導、助言している状況です。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 県の監査は年に一度だという風に思いますけれども、町は一緒になってその監査に立ち会うと、そして書類上の不備について保育園とも協議しながら県の方針に沿った指導、運営をしていくということが求められているという風に思いますけれども、保育行政での役割の分担は分かりましたけれども、保育を巡る問題とか課題というのは今言いましたように山積しているという風に思いますけれども、町内の保育環境を改善、支援をしていく上で町としても年に一度のそうした監査でその実態を見るというだけではなくて、やはり様々な状況に応じて保育園との連携と申しますか、そういったのも必要かという風に思うんですけれども、訪問ですね。本当にその保育園の雰囲気とかそういった保育士さんたちの実態とか指導状況とか、そういったのは実際目で見るということも非常に大事ななという風に思うんですけれども、そういった点で保育園との関わりについてはどういう風にお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先ほど監査の内容についてご説明しましたけれども、町の方も監査の方に県と一緒に同席しまして運営状況等確認しております。また年に数回開催されます町内保育所の園長会議にも町も出席しまして各園との意見交換や情報共有も行っております。その他、園への連絡事項を兼ねましてメール等の連絡事項だけでなく、書類を直接持っていくような形をとりまして各保育園を訪問し保育の状況等を確認し改善が必要な点等ありましたら県に報告する形で指導や助言を行っている状況です。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今の答弁で町としての保育園に対する指導監督等も行われているということでしたけれども、そういったことがしっかり行われるようお願いをしたい

という風に思います。深刻な保育士不足について保育現場を始めとして配置基準の見直し、処遇改善の声が非常に高いわけですがけれども、甲佐町内の保育園での保育士不足、そして配置基準などについて実態はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 保育士の配置状況についてですがけれども、保育士の配置状況については各園、国の基準に従って配置されております。子供の年齢、人数に応じて国の方で決められておりますけれども、0歳時は子供3人に対して保育士が1人、1、2歳児は子供6人に対して保育士1人、3歳児は子供20人に対して保育士1人、4歳から5歳児は子供30人に対して保育士1人となっております。現在甲佐町の保育所では常勤と非常勤の保育士さんがおられますけれども、非常勤の保育士さんは常勤換算をして入所児童に対する配置基準を満たしている状況です。また町内各保育所は職員の休暇取得や保護者の職場復帰による児童の年度途中の入所なども考慮しまして、基準より数名多い配置となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 非常勤の保育士を常勤換算し配置基準を満たしているということですがけれども、そしてまた基準よりも数名多い配置をしておられるということですがけれども、これは多くの保育園の状況と一緒に思うんですけども、今の国の配置基準では子供の成長や発達を保障できる余裕はなくて配置を増やしていることで、保育園の運営が一方では厳しくなっていることもあげられています。国からの保育園への運営交付金は人件費を低い配置基準で計算をしているため、常勤の保育士を増やすことは経営的に厳しく臨時やパートの保育士を雇用せざるを得ないということや基準の低さが給与の低さにつながって保育士不足の悪循環につながっているという風に考えられております。保育士不足の対策として自治体では家賃補助や就労支援金、就職支援金、就労支援など様々な対策を行っております。甲佐の将来を担う子供たちのためにも保育環境の充実に向けた支援をすることは町としての1つの責務であるという風にも考えます。その重要な保育士不足の対策として保育士の配置増に向けた補助金の支援はできないのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 保育士不足につきましては全国的な問題となっているようですがけれども、国では保育士の処遇改善として令和4年2月から9月まで職員の賃金を3%程度、月額9,000円程度引き上げるために補助金を交付しました。各園からの賃金改善計画、実績報告は町を通して県に提出されておりますけれども、これは非常勤の職員も対象となっております。また昨年令和4年の10月からは保育所に給付する公定価格の中にこの処遇改善が盛り込まれており、職員の賃金改善が図られている状況です。また保育士の処遇改善として国の基準以上に保育士を配置するために町独自の補助金についてということですがけれども、町独自の補助金については現在考えておりません。また今年4月にこども家庭庁が発足し、新たな子育て支援策が現在検討されておりますけれども、具体的な

詳細な内容についてはまだ市町村の方に示されていないところもありますので、今後の子育て支援策については国の動向を見ている状況です。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保育士不足とそれから処遇改善は一体として行わなければ今の保育環境の改善はできないという風に思います。そういった認識は国においてもなされているわけで様々なこれまで処遇改善等も行われております。厚労省の調査でも保育士を退職する理由の29.2%が給与が安いということをおあげしております。そういった点でこれまで処遇改善を講じてきたわけですけれども、処遇改善が園ではどのように反映されているのか、その点については確認をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 処遇改善の反映につきましては先ほども答弁いたしましたけれども各園からまず賃金の改善計画等を提出されておまして、それをまた実績報告ということで各職員にいくら上乗せと言いますか、処遇改善分を賃金に上乗せする形で交付したというのを報告していただいてそれを県の方に提出しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 最後に町と保育園との関わり、交流については先ほど答弁をいただきました。保育を巡る様々な問題や課題など行政にとっても園にとってもそうした交流、協議の場など非常に重要かという風に思います。そういった点での協議の場、内容も深めていただいてより良い保育環境のために力を入れていただきたいという風に思っております。

最後に生活環境改善についてお尋ねをいたします。人口対策としても生活環境の整備は言うまでもないという風に思いますけれども、今回は1点だけお尋ねをいたします。町は住宅確保に向けた支援など人口対策を講じていますけれども、そういった点で排水や側溝の整備が一部されておりません。住宅排水が地下浸透になっているため排水を流す側溝の整備を求める声や家を建てたいけれども建てられない、家を建てるため土地購入の話があったが側溝や排水管がなく排水ができないということで購入を諦められたというお話も伺いました。地下浸透は一般住宅では環境面でも衛生面でもそういった点で好ましくないかなという風に思うんですけれども、この排水対策について町はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 排水対策ということでその点について答弁させていただきます。井芹議員がおっしゃられます分譲地につきましては県道宇土甲佐線の田口森の住まいだと思いますけれども、こちらについては実際に森の住まいの県道宇土甲佐線西側の分譲地について排水路が整備されておりません。通常定住促進団地承認団地として開発される団地につきましては甲佐町開発行為等指導要綱に基づいて道路や側溝など周辺環境整備がなされるため、定住促進助成金の交付対象分譲地となりまして人口増対策の一環を担っているところであります。この定住促進の指定団地であります森のすまいにつきまし

ては、県道東側の分譲地については甲佐町開発行為等指導要綱に基づいて整備されたものであるため、側溝が整備されております。しかし県道西側の分譲地につきましては開発行為等の申請がなされておらず町の指定する定住促進団地でも該当しませんので指定団地ではなく、そういった基づくものではないため排水路の整備がなされなかったものと思われまます。このため排水路の整備については県や町の補助はありませんけれども、土地所有者が自らが整備を行うしかないという風に思います。

また未整備の地域一帯において排水路を整備するとなると集落排水としてその地域で整備してもらうことになるかと思えます。その場合は町からは原材料支給などの支援はできますけれども、基本的に地域で整備、維持管理してもらうことになります。なお森のすまいに接する県道宇土甲佐線なんですけれども、こちらにつきましては道路側溝がありませんので路面排水等のこともありますので県との改良や維持工事の起債ができないか、熊本県で要望していきたいという風に思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 県道での排水路の整備については県とも協議をして進めたいということですのでそれにつながる各個人の住宅からの排水の工事についてはそれぞれが負担をするということですのでけれども、そういった点で長年地域の方たちは排水路は自分たちでしてもいいけれども、排水を流す側溝とかそういったのがなければ流せないということで、そういった意見も聞かれておったところでございます。そういった点でやはり側溝と言いますのは住民の共有部分でもありますので、ぜひ実施を環境面からも衛生上からもまた人口対策としてもぜひ検討をお願いをしたいというふうに思います。是非よろしく願いを申し上げて私の一般質問はこれで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めましておはようございます。5番日本共産党の佐野でございます。

質問通告書にそって、質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問事項第1に防災行政無線についてであります。防災行政無線の活用状況について伺います。防災行政無線については町ホームページにおいて町からの行政情報の伝達手段として平成19年、2007年4月1日から放送を開始し、災害の発生が予想される時や災害

発生時などの緊急時に災害関連情報や避難勧告などの情報を知らせたり、平常時に行政情報などの周知や広報のために活用したりすることを目的としているとあります。その防災行政無線について質問をいたします。各家庭や事業所の戸別受信機の設置普及状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　くらしの永井です。よろしくお願いします。

まずご質問の各家庭また事業所に対する戸別受信機の設置状況についてですけれども、お手元に資料を配布しておりますので資料を元にご説明したいと思います。まず家庭における戸別受信機の設置状況については議員もおっしゃられました通り、平成19年に防災無線が開始されております。その平成19年4月それから同年11月そして平成20年の3月に行政区を対象とした約3900世帯を調査して約85%の世帯が戸別受信機を設置していることが判明しております。その後調査を実施しておりませんが、ここ2年の新規申し込み数が令和3年が58件、令和4年が42件あっている状況です。また本年の5月末の行政区世帯数が3856世帯であり、平成20年当時とさほど変わっていないので現在の設置率も85%程度と考えているところです。しかし行政区の中でも組内に入っていない世帯については含まれていませんので町内全体数における設置率については判明していないところです。

次に事業所につきましても資料にあります通り、設置業者に対する調査で17業者が設置している旨の回答を得ているところです。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　質問を進めます。防災行政無線の受信機の設置ができていない理由、問題点は何か把握をされていますでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　設置率が100%でない理由でございますけれども、新たに町内に転入される方に対しましては住民生活課の方から戸別受信機設置について説明を行っていますが、戸別受信機の設置を希望しない方がいらっしゃるということが挙げられます。その理由につきましては新築の場合であれば断熱材等の素材使用のため電波が入りにくいということがあり、それで新たに工事をして屋外アンテナを設置する必要が生じるのですが、新しい家に工事をするというのを嫌われるというところで設置を希望されないということがあります。また受信機から出る声がうるさいということと言われる方もいらっしゃいます。そういうことで新しい受信機の設置を拒まれるというところがございます。その他でございますと令和3年度以降につきましては、甲佐情報たしかメールを登録しているから必要ないというところで設置を断られる方もいらっしゃるという風に考えているところです。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　質問を進めます。冒頭で設置につきましてはおおよそ85%という風な家庭における設置率について答弁がありましたが、未設置の家庭については色々条件と言いますか、理由があったという風に思いますが、未設置の家庭には設置を勧められて

いるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それではお答えします。未設置世帯につきまして完全に把握していないところではございますが、毎年行政区に対して防災行政無線の戸別受信機の設置と不具合の確認をお願いしますという題目で通知文書を発出しております。これにより実際設置されたかどうかというのは分かりませんが、先ほど話しましたように昨年と一昨年で合計100件の新設の申し込みがっております。町としましては戸別受信機の設置は重要な各種情報の伝達手段であることから今後も引き続き未設置の世帯については広報等を活用しながら設置を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　防災行政無線については現在のところ電波が届かないというようなところはないかと思いますが、実際私も設置されてしばらくは電波が届かない状況というのがありまして、それになかなか初めて設置するものですから気づかないというところもありました。そういうところで町内で電波の届かないところ、届けにくいところということはないんでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それではお答えします。結論から申しますと現在、行政区、地区内における不感地帯については把握しておりません。ただ一時期上揚地区の方で受信感度の悪いところではございました。ただ再送信子局の修理を行ったところを改善しているという風になっておりますので今のところ不感地帯は把握しておりません。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　質問を進めます。緊急通信の発信状況がどうなっているのかお尋ねします。令和3年度、令和4年度の状況はどうであったか、答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　緊急通信の発信状況について回答をいたします。緊急通信につきましては防災行政無線通信規則の第2条に緊急通信の通信事項として1つが火災発生時の消防団出動要請及び避難、2つ目が風水害発生時または発生する恐れがある場合の水防団出動要請及び避難、3つ目が地震、その他災害及び事故発生時の消防団出動要請及び避難、4つ目がその他町民の生命・身体等に被害を及ぼすおそれがある時の4項目が示されております。発信状況ですがまず令和3年につきましては火災発生による消防団出動要請が2件、台風・大雨警報による避難指示や高齢者避難が5件、令和4年につきましては火災発生による消防団出動要請が2件、台風・大雨警報による避難指示や高齢者避難が3件を発信している状況になります。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　防災行政無線の親機と言いますか、発信源は役場庁舎の中に設置されていると思いますが、どこに設置されているのか答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　お答えいたします。行政無線機親機の設置場所については防災行政無線の管理及び運用に関する規定第3条に無線局の名称として設置場所と親機の設置場所は甲佐町役場に設置することと定められております。お尋ねは役場内のどこに設置されているかというところでございますが、現在設置場所は設置当初から本庁舎1階の議会棟側の部屋になっております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　町の総合防災マップの洪水浸水想定区域図で確認すれば町役場庁舎は3mから5mくらいの浸水が最大予想されるということで2階部分まで浸水も想定されております。そういう中で防災行政無線の機能が果たせなくなる可能性もあります。機能不全を防ぐ手立てというのは準備をされているのでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　お答えします。議員がおっしゃられる通りL2であれば最大5mの浸水が想定されております。大規模洪水等が発生した場合、防災行政無線機親機の設置場所への浸水を防ぐ手立てということですのでけれども、現時点土嚢を積むくらいの防御策しかございません。ですので高いところへ親機の移設を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　防災行政無線からの避難情報等の発信ができなくなれば町民にとっては大変不安なことでもありますし、災害からの危険性が高まることになるという風に思います。防災行政無線の発信ができなくなれば、その他の方法で防災情報を町民に知らせなければなりません。他の方法はどんな方法があるのでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　お答えします。防災行政無線が機能しない場合の他の情報伝達手段については甲佐情報たしかメール、それから町のホームページそれからTwitter等SNS等がございます。またそれらが扱えない場合には消防や警察と連携して消防拠点施設のサイレンの吹鳴、それから警察広報や警察のゆっぴー安心メール等による伝達手段も考えております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　質問を進めます。町の国土交通省とかなり前になりますけれども、緑川ダムの放流を伝える電光掲示板やスピーカーを使って避難行動を呼びかけることができるという風に協定を結んでいると思いますが、この緑川ダムの電光掲示板やスピーカーが使われたというような私は記憶がありませんが、協定を結んでいるので万が一の時にはこういったものも利用して避難の呼びかけだとか有効に使われるのではないかと思います。そういったことについては使用の計画とか予定はないのでしょうか。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　お答えします。議員がおっしゃられる通り国交省

緑川ダムと町で放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定が結ばれております。ですので同協定に基づきまして音声や電光表示を活用しての情報伝達、これにつきましても積極的に行っていきたいと考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問を進めます。災害時の通信施設の設置場所は緊急通報メール、防災行政無線、安心メール、臨時災害放送局、全て設置場所が甲佐町役場庁舎という風になっていると思いますが、大規模な洪水が発生した場合に機能が果たせることができるのか、役場庁舎施設が浸水した場合の対応策はどういう風に考えていらっしゃるのか、防災行政無線親機の予備機の備えということはあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） お答えいたします。役場施設が浸水した場合の対応策及び予備機の備えについてですけれども、まず防災行政無線親機の予備機についてはございません。しかし役場施設が浸水してパソコンのサーバーが機能しなくなった場合でもパソコンを代替施設である甲佐中学校等に移し配線を確認すれば町が契約しているネットワーク会社に保存してあるデータを元に安心メールやホームページを立ち上げ、住民の皆さんに情報を提供することが可能となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 現在防災行政無線は平成19年、2007年4月1日より業務が開始されております。今年で16年経過することになります。機器としての耐用年数はどれくらいなのかご答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） お答えします。議員が言われます通り当町の防災行政無線機の設置が平成19年ですので、今年で16年目となっております。防災行政無線機の耐用年数につきましては概ね15年程度となっております。しかし当町の親機につきましては平成30年に落雷により故障しました関係でほとんど修理して新しくしているところがございますので耐用年数につきましては令和10年までとなっております。なお機械のメンテナンスにつきましては年2回行っている状況です。戸別受信機につきましては不具合が生じた時には委託業者に連絡して修理または取り替えを行ってもらっております。修理件数につきましては昨年が145件、一昨年は150件という風になっております。故障の内容につきましては雑音または受信しないなどになっておりますが、業者によりアンテナの向きを変えたり部品の交換または戸別受信機本体の交換によりその故障は解消しているところがございます。なお戸別受信機の製造につきましては実は来年までとなっているところがございますが、その後7年間は在庫があるということでございます。ですのでしばらくの間は現状で対応可能なところがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 防災行政無線について最後の質問になりますが、一応予定した項目との関連がありますので一言1件だけお尋ねしたいと思いますがよろしゅうございます

か。防災行政無線の普及という点で町民の中には家庭だけではなくて作業場と言いますか、そういったところで是非そういった防災無線を設置したいという声をお聞きすることがあります。そういった場合に設置するには費用がかかるのでしょうか。無料でできるのでしょうか。もしもお分かりであれば答弁いただきたいのですが。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　設置費用につきまして回答します。資料で事業所のところにおきまして学校、保育園、病院、公民館、金融機関等の公共また公共的施設は省くとしております。こここのところにつきましては費用はかかりません。ただし業者さんとかそういう会社施設、公共施設に該当しないところにつきましては一応費用が発生するという事になっております。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　すいません。その関連ですけれどもその費用というのはおいくらなのか。それと今おっしゃいました事業所を除く例えば農業者の方が自宅から作業場が離れているのでということで設置したいという場合にはやはりどうしても料金がかかるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮本修治君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　費用につきましては業者さんによりますとだいたい6万円程度かかるように言われております。またアンテナを設置しますとまた別途1万円ほどかかるというところで聞いております。今後そういうところもあるのではございますけれども、やはり周知して設置を進めていきたいという風に考えます。以上です。

○議長（宮本修治君）　　佐野議員。

○5番（佐野安春君）　　この問題の最後になります。今の関連ですけれども費用が発生するということでせっかく設置しようと思われても躊躇されるという方もありますので、その点は是非防災と言いますかそういった観点から是非料金のことを考えていただくということがあればいいかという風に思いますのでよろしくお願ひします。

質問を進めさせていただきます。続いての質問であります。町による自衛隊への住基情報提供についてであります。これまでの報道によりますと少なくない地方自治体が防衛省の自衛隊募集事務に協力して適齢者の氏名や住所等の個人情報を提供しているとあります。従来の住民基本台帳法11条1項に基づく4情報、氏名、住所、生年月日、性別の閲覧に変えて自衛隊員募集に必要として自衛隊の求めに応じて市区町村で18歳および22歳の住民の4情報を紙媒体などにおいて提供しているということです。甲佐町の自衛隊への18歳および22歳の住民の情報の提供はどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君）　　住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君）　本町の対応状況についてお答えさせていただきます。平成29年度までは自衛隊が募集案内の送付を行うために毎年度役場内で住民基本台帳を閲覧し募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別を書き写しておられました。平成30年4月からは紙媒体での提供に変更しております。内容は当該年度に18歳、22歳になられる方の氏

名、住所、生年月日、性別の4情報でございます。なお令和2年度以降は当該年度に18歳、22歳になれる方というのが明らかでございますので生年月日を除きました3情報といたしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） かつては市区町村は住民基本台帳に記載された情報は閲覧しか認められないと対応していたという風に答弁がありましたようにそういう風に思いますが、住民基本台帳の一部の写しを提供することは閲覧しか認めていなかった住民基本台帳法11条第1項に違反するものではないかというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 閲覧につきましては議員がおっしゃる通り住民基本台帳法第11条第1項に基づき情報提供しておりました。紙媒体での提供につきましては自衛隊法第97条第1項に自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務が法定受託事務である旨規定されていること、自衛隊法施行令第120条に防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認める時は都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提供を求めることができると定められていることを根拠に毎年防衛大臣から町長に対しての提出依頼に答えております。なお防衛大臣からの依頼文には募集対象者情報は自衛官等募集業務においてのみ適切に使用するとともに、その管理については防衛省において個人情報保護に関する法規を遵守し厳正に管理する旨が明記されております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 先ほど廃止となりました甲佐町個人情報保護条例や現行の個人情報の保護に関する法律に違反するということはないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 今年3月31日を持って廃止になりました甲佐町個人情報保護条例でございますが、第8条第1項第7号に国または他の地方公共団体に個人情報を提供する場合において個人情報の提供を受けるものがその所管する事務に必要な限度で個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められる時には提供できると規定されておりました。また改正されました個人情報の保護に関する法律には個人情報の提供を制限する規定がございますが、同法第69条第1項に法令に定めがある時には提供できる旨の規定がございます。募集対象者情報の提供は法令に基づいて提供しているものでございます。なお提供にあたって本人の同意は必要とされておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 自衛隊への住基情報を希望されない方への配慮として除外申請の受付を行っている自治体が増加しております。除外申請書につきましては県内においては熊本市、菊池市、玉名市、山鹿市、合志市、宇土市、天草市そして大津町の自治体が現在行われているということです。また全国的にも少なくない自治体が除外申請の周知と手続

きを行っております。ご本人または保護者などから除外申請の手続きを行っていただくよう広報誌や町ホームページで案内が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この件私の方から答弁させていただきます。先ほどからご指摘の件については国会の中でも議論がなされたところという風に記憶しております。おっしゃる通りここ数年自衛隊への情報提供を希望されない方への配慮として自衛隊へ提供する名簿からの除外申請を受け付けておられる自治体があるということも承知おきをしているところであります。ただ先ほどからも課長の答弁もあったかと思えますけれども、自衛官および自衛官候補生の募集に関して必要な資料については自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定によりまして防衛大臣が市町村長に対して提出を求めることができるという風にかえされております。そうした背景からいたしまして本町といたしましては従来からの考え方を踏襲しているところであります。従って除外申請導入については現在のところそういう考えを持っておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今の町長のご答弁に対してであります。兵庫県の弁護士会が自衛隊への個人情報提供に関する意見書を2022年6月21日に出しておられます。その中で言われていることは憲法13条で保障された人格権のうちプライバシー権および住民基本台帳法など個人情報保護法制度の整合性に十分検討することが求められること、少なくとも提供を希望しない市民については提供対象から除外することを可能とする制度を設けるとの意見書であります。県内または全国的に個人情報の提供を希望されない方に除外申請制度を設けていることは国民の権利を尊重し守ることであるという風に考えます。この点を是非ご検討いただきたいという風な思いを申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問通告者全ての質問を終わりました。

日程第2 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第2、承認第10号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは承認第10号についてご説明申し上げます。承認第10号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第10号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和5年5月1日、町長名です。

記、1、令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)。

次の次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)。

令和5年度甲佐町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,516万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和5年5月1日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15、国庫支出金に826万1,000円を追加し、11億8,540万5,000円としております。2の国庫補助金です。

歳入合計、補正前の額78億6,690万6,000円に、826万1,000円を追加し、78億7,516万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款3、民生費に826万1,000円を追加し、19億5,484万円としております。2の児童福祉費です。

歳出合計、補正前の額78億6,690万6,000円に826万1,000円を追加し、78億7,516万7,000円としております。

本補正予算につきましては国が行います子育て世帯生活支援特別給付金の給付を可能な限り早く支給する必要があったため、専決によりまして増額補正を行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

3番、鳴瀬議員。

○3番(鳴瀬美善君) 3番です。今総務課長の方から説明がありましたけれども、この子育て世帯生活支援特別交付金ですか。この事業について少しで結構ですので内容についてお伺いしたいと思います。

○議長(宮本修治君) 福祉課長。

○福祉課長(宮崎貴美代君) 給付金についてご説明いたします。食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行う

ために子育て世帯生活支援特別給付金を支給しております。支給対象となる方が、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活特別給付金の受給者、もう1つが令和4年度住民税均等割りが非課税または令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方、ということで対象児童が0歳から18歳未満の児童を対象としております。障害のある方につきましては20歳未満の児童を対象としております。給付額は児童1人当たり5万円となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君）他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君）次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君）3番です。承認第10号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、令和5年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出総額で826万1,000円の増額と、そして補正の主なものといたしましては子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴う児童福祉費の増額によるものでございますので、何ら異議なく賛成させていただきます。

○議長（宮本修治君）これで討論を終結します。

これから承認第10号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君）異議なしと認めます。

よって、承認第10号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3 報告第1号 令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君）日程第3、報告第1号「令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野太君）それでは報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順でいたします。

款 2、総務費、項 1、総務管理費、事業名が空き家利用活用促進事業、翌年度繰越額が30万円です。同じく項 2、徴税費、相続財産法人滞納整理事業150万円、項 4、選挙費、熊本県議会議員一般選挙事業138万5,000円。

款 3、民生費、項 2、児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金事業271万円。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費、水源地施設環境整備事業費補助金500万円、同じく出産子育て応援交付金事業461万1,000円。

款 6、商工費、項 1、商工費、観光案内看板等設置事業270万円。

款 7、土木費、項 2、道路橋りょう費、道路新設改良事業 1億7,203万9,000円、項 4、住宅費、住宅使用料等滞納整理事業30万円、同じく土地所有権移転登記事業173万円、同じく宅地耐震化調査事業350万円。

款 8、消防費、項 1、消防費、浸水対策事業2,300万円。

款 9、教育費、項 5、保健体育費、総合運動公園整備事業3,076万2,000円。合計の翌年度繰越額が 2億4,953万7,000円です。令和 5 年 6 月 9 日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

ありませんか。9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 総合運動公園整備事業の繰越の中身についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） お答えいたします。総合運動公園の整備事業の繰越については施設はほぼ完成をしております。ただ周辺の環境整備について繰り越しをさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 環境整備と言いますが、具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 植栽だったり、一部排水の見直し等を行う予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第1号「令和4年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第4 報告第2号 令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第4、報告第2号「令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

下の表につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順で説明させていただきます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、第3水源地中央監視施設等改良工事、翌年度繰越額4,600万円です。

令和5年6月9日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。水道事業ということでございますので、美里町と締結されました包括連携協定の中での給水計画の本町の進捗状況をお尋ねいたします。先週、美里町議会がございまして私も一般質問の方を傍聴に行きまして6名の議員の方が質問をされまして、そのうち3名の方が給水についてお尋ねをされました。非常に関心が高いことだと思っております。令和9年度の一部地域給水と令和15年度の全区域の給水計画は美里町においては計画通り進んでいるということでしたので、本町での計画は計画通りかということをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） それではお答えします。先程甲斐議員言われました通り、美里町では令和4年度に事業の認可を受けられまして、本年度から詳細設計に入っております。順次、未普及地域の改善を行われて工事が進められていく予定です。甲佐町につきましてはですけども、令和9年度から工事に入っていく予定です。分水については令和11年度からという形で考えておりますけれども、その前に分水協定ですとか、料金の決定につきまして美里町と協議をしながら内容について協議を進めていきたいと考えているところになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号「令和4年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を終わります。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長から先程の井芹議員の一般質問の答弁に対して訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） お時間いただきましてありがとうございます。先ほど井芹しま子議員の一般質問の中で森のすまいに隣接する県道名を宇土甲佐線と申し上げましたけれども、正式には県道小川嘉島線でした。訂正してお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

日程第5 議案第24号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第24号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

議案第24号、甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

提案理由につきましては、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い本条例を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲佐町重度心身障がい者医療費助成に関する条例、第1条中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。第2条の表を次のように改める。以下、改正文がありますが、

改正文が長いので、別紙資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（宮崎貴美代君） ありがとうございます。

それでは最後のページをお願いいたします。説明資料にて説明させていただきます。

1番、改正理由につきましては、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要領の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたためです。

2、改正内容については令和5年4月1日付で熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領が一部改正となったため、県交付要領に準じて条文の一部改正を行うものです。改正前の県交付要領では一部負担金の定義に一部の公費負担医療の自己負担額しか含めていないことから定義に含まれない国の法令等による公費負担医療を併用して利用できない取扱いとなっていました。そのためこれまでは他の公費負担医療の受給者は重度心身障がい者医療費助成の併用適用ができず自己負担額が軽減されない状況が生じていました。県交付要領改正後は全ての公費負担医療の給付を優先して適用し、その後重度心身障がい者医療費の助成を適用することを定めたことで制度の適正化を図るものです。

四角の箱の中を説明いたします。一部負担金とは改正前の県交付要領及び本条例第2条において医療保険確保の規定により保険給付を受けるものが負担すべき額及び公費負担医療のうち自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療の自己負担額と定義していました。このように重度心身障害者医療と併用できる公費負担医療が限定されている状態でした。

それでは改正することによってどのように変わるのかということで1つ例を挙げておられます。指定難病医療費助成制度についてですが、これまで併用が認められていなかった他の公費負担医療制度についてです。特定医療費で低所得の方の場合の例です。表の①が改正前、②が改正後ですけれども医療費5万円、特定医療費助成を使用した場合の現在の取り扱い①になります。改正前は重心医療の適用ができず自己負担額は2,500円となっておりました。改正後は重心医療を使用した場合、自己負担額は1,020円、残りの1,480円は重心医療からの助成額となります。現行と改正後の違いということで上図の①のように改正前は一部負担金に当てはまらない公費負担医療の自己負担額は受給者が多く費用を負担するようになっていましたけれども、改正後は上図②のように併用可能となるため自己負担額が軽減されることとなります。今回の条例改正ですけれども、条例につきましては公布の日から施行し令和5年4月1日から適用することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第24号、甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課から説明がありました通り、これまで公費負担医療の受給者は重度心身障がい者医療費助成の併用が出来ないということでしたが、改正後は併用が可能となり、自己負担が軽減なされるということがございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「甲佐町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号 甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第25号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議案第25号についてご説明申し上げます。

議案第25号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものがございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例。

甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第8条第2号中「第2条第6項」を「第2条第6号」に改める。

第11条の見出し中「入居決定者」を「入居者」に改め、同条中「別に定める基準により優先的に選考し入居者を決定するものとする。ただし選考による入居者の決定が困難であるときは」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由につきましては、甲佐町子育て支援住宅の入居者の選考方法の見直し等に伴い本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

次のページに甲佐町子育て支援住宅管理条例の新旧対照表をつけております。

今回の条例改正の理由につきましては、別にお配りしております説明資料にて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次のページに説明資料を添付をしております。改正理由については子育て支援住宅ヴェルデ甲佐、当初の管理条例制定時には募集個数を20戸で公募を行い、入居者の選定については同条例第11条に優先選考に関する規定を定め、同条例施行規則の通り優先順位が高い世帯から入居者の決定を行ってまいりました。そのため空室が出た場合に入居者の公募を行います。優先順位の高い入居希望者が申し込みをされた場合、入居資格がある方でも申し込みをお断りする場面や、入居したいが入居できない場面がこれまでにあり、公平性にかける点もございました。

下の表が施行規則に定めます優先順位を定めた表になります。第1順位といたしましては中学校就学前の数が多い世帯、第2位の順位が18歳未満のもの数が多い世帯となっております。今回の改正の内容につきましては、入居決定者の選考については条例の一部改正のとおり優先選考に関わる規定を撤廃し、申し込み者数が募集戸数を超える場合は入居資格者の中から抽選その他公正な方法により入居者を決定するものというものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。現在の入居状況について全室入居されておられるのか、そこだけ教えてください。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 現在の空室は2戸でございます。3月までに1戸、5月になって1戸空室が出ましたので現在2戸空室ということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第25号、甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、甲佐町子育て支援住宅の入居者の選

考方法の見直し等による条例の一部改正であることから、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第25号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「甲佐町子育て支援住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号 町道の路線廃止及び認定について

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第26号「町道の路線廃止及び認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議案第26号についてご説明申し上げます。

議案第26号、町道の路線廃止及び認定について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止し、及び認定するものでございます。

令和5年6月9日提出、町長名です。

路線廃止、路線名、向坂線。

起点から終点、甲佐町大字有安字向川原769番2地先から甲佐町大字船津字深迫1518番地先。

重要な経過地は、ありません。

路線認定、路線名、向坂線。

起点から終点、甲佐町大字有安字向川原793番1地先から甲佐町大字船津字深迫1518番地先。

重要な経過地は、ありません。

提案理由といたしまして町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページに路線図を添付しておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。

今回向坂線の廃止につきましては図面上青色で示しているところでございます。赤色で示している箇所が新たに認定をお願いする路線となります。廃止する路線は青色の丸印で示しております起点の現在の県道今吉野甲佐線の下を通るボックスの地点から現在国土交通省で整備が行われております防災ステーションの整備エリアにあった山側を通る町道でありました。認定路線は総合運動公園入口の丸い赤地点から管理棟前の堤防と兼用道路

の部分で防災ステーションまでの区間となります。青色の旧向坂線の全部を廃止し、新たに赤色の線の部分の認定を今回お願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。議案第26号、町道の路線廃止及び認定についてでございますけれども、現在整備が行われております総合運動公園及び防災ステーション整備に伴う路線の廃止及び認定でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第26号「町道の路線廃止及び認定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「町道の路線廃止及び認定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号 訴えの提起について

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第27号「訴えの提起について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号「訴えの提起について」。甲佐町町営住宅上揚団地敷地内に存する個人名義の土地について所有権移転登記手続きを求める訴えを下記の通り提起するものでございます。令和5年6月9日提出、町長名です。

記、事件名、所有権移転登記手続き請求事件。

2、訴訟当事者、原告、甲佐町。被告については下記に記載の通りのものです。

3、対象物件。その1、所在地、熊本県上益城郡甲佐町大字上揚■■■■■■■■、地目公園、地積195平米、登記名義人、■■■■■。その2、所在地、熊本県上益城郡甲佐町大字上揚■■■■■■■■、地目、宅地、地積606.46平米。登記名義人、■■■■■。

4、請求の趣旨、対象物件その1について原告は被告その1に対し、昭和45年5月8日時効取得を原因とする■■■■から原告へ所有権移転登記手続きをするよう求める。対象物件その2について原告は被告その2に対し、昭和45年5月8日時効取得を原因とする■■■■から原告へ所有権移転登記手続きをするよう求める。

5、事件に関する取り扱い及び方針。(1)必要に応じ弁護士を訴訟代理人、司法書士を不在者財産管理人と定める。(2)第一審判決の結果、必要がある場合には上訴する。

提案理由、甲佐町町営住宅上揚団地敷地内に存する2筆の個人名義の土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求める訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページに当該の地図を添付しておりますのでそちらを見ながらご説明をしたいと思います。資料1にゼンリンと字図を重ねた地図、多少ずれが生じておりますけれども、次のページに旧上揚団地と航空写真を重ねた地図を添付しておりますので見比べながら説明をしていきたいと思っております。対象地その1の上揚■■■■につきましては旧上揚グラウンドに隣接している箇所であり現在は上揚団地の住宅の一部にかかっていると思われま。通路と法面部分がほとんどとなっております。

対象地その2の上揚■■■■については旧上揚団地の法面部分になります。現在も通路と法面部分として使用されております。また、その2につきましては現在進められております県道三本松甲佐線の拡幅工事に一部道路用地として買収される予定となっております。この2筆の土地につきましては先ほど提案理由でも説明しましたけれども、昭和45年5月8日に土地売買契約を締結し町の敷地として占有管理し、新たに上揚団地を建設するなど所有の意思を持って占有しているものでございます。時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを行うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番(鳴瀬美善君) 3番です。分かりやすい方からお尋ねしますが、その2の方ですかね。■■さんの方ですね。対象物件の登記名義人が■■■■さんですね。その方の被告となられる方は■■■■さん他3名なので私が思うにこの■■■■さんの子供さん達に相続権が発生しているのかなと思います。そう考えるとその1の方も■■さんの相続人が■■■■さん他26名居られるのかなと推測するんですけども、それでよろしいんでしょうか。

○議長(宮本修治君) しばらく休憩します。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時29分

○議長(宮本修治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番、鳴瀬です。先程の質問につきましてですが、今回が訴訟ということでもございます、ということで先ほど個人名を私、発してしまいましたけれども、その個人名についてはお詫びして訂正をさせて削除させていただきたいと思いません。それに変わりました原告、被告ということで甲佐町と被告の方たちがおられますので、その登記名義人の方達との関係性についてお答えいただきたいと思いません。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） お答えいたします。被告の方につきましては全て相続人となります。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。昭和45年に売買をされているということでございますけれども、当時名義変更等ができていなかった理由、当時からできていなくてそのまま利用されていたと思いませんけれども、それが今までになっていたということでございまして、昭和45年からもう58年経っておりますけれども、そういった中で今回時効取得によりされるということでございますけれども、そのこのそういった経緯、なぜ今までそのままになっていたとかその辺りを教えていただきたいと思いません。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 今回相続ができていないということが判明しまして相続あたりを調べた結果、45年当時も相続が複雑で結構人数の方もおられて、海外に渡られて不在者とかそういった方がおられたので登記ができなかったと推測がされます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。相手方がおられますけれども、この方たちとは町として説明やこういった訴訟に対してのご理解はいただいているのか、交渉はおそらくはされただろうと思いませんけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） こちらにお住まいの相続人の方もおられますし、そういったご説明は町としても行っております。こういった訴訟も行いますということは説明をしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。議案第27号、訴えの提起につきましては、ただいま担当課長の方から説明がございました通りでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第27号「訴えの提起について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「訴えの提起について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第28号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第28号についてご説明申し上げます。

議案第28号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,687万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款15、国庫支出金に9,644万3,000円を追加し、12億8,184万8,000円としております。

1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款16、県支出金に1,017万8,000円を追加し、5億8,575万6,000円としております。2の県補助金です。

款19、繰入金に3,708万9,000円を追加し、5億6,399万2,000円としております。1の

基金繰入金です。

款21、諸収入に30万円を追加し、4,952万4,000円としております。5の雑入です。

款22、町債に770万円を追加し、6億8,180万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額78億7,516万7,000円に1億5,171万円を追加し、80億2,687万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に213万円を追加し、13億4,918万円としております。2の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。

款3、民生費に5,219万2,000円を追加し、20億703万2,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に212万6,000円を追加し、5億7,241万4,000円としております。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費に2,266万6,000円を追加し、3億3,459万3,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費に6,394万6,000円を追加し、7億5,906万5,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費に435万円を追加し、8億8,371万3,000円としております。3の河川費、4の住宅費です。

款8、消防費に30万円を追加し、3億5,213万2,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費に400万円を追加し、5億2,860万円としております。5の保健体育費です。

歳出合計、補正前の額78億7,516万7,000円に1億5,171万円を追加し、80億2,687万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1の追加です。

事項が小中学校コピー複合機使用料、期間が令和6年度から令和10年度まで、限度額が2,250万円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債に370万円を追加し、限度額を5億2,890万円としております。

また、緊急浚渫推進事業債に400万円を追加し、限度額を2,440万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

本補正予算の説明資料としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金事業の一覧表を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願ひいたします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの14ページの歳出の中で土木費で河川の浚渫、上の方の土木費の中の河川浚渫費ですね。400万の増額ということとなっております。これにつきましては前回3月の議会でも一般質問でさせていただきましたけれども、その時の担当課長のお答えとして町で管理する河川が35河川、その中で令和5年度実施する浚渫箇所が12河川ということと説明をいただきました。その中でなるべく梅雨前に早い時期に浚渫をしたらいかがですか、ということでご提案をいたしましたけれども、それとちょっと今度の400万の増額ということで関連性があるのかということ、もしそれが関連性があるのであれば何路線を実施されて、その路線の中で増額する要因が出たのか、もしくは新たに調査された中でそういった補正に絡むような箇所が見つかったのかについて説明をいただきたいと思ひます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） それでは答えいたします。3月の議会の時に浚渫を12箇所程度今年度予定しているという答弁をいたしましたけれども、5月末までに5路線を発注をして現在完了をしております。その中で工事発注した後に現地で業者の方も事前測量とか入りますのでその時とうちに設計した土砂の水量に堆積土砂が増加しているということが確認されております点で今回増額の申請と、また後はその他今後予定している河川につきましても当初予算で概算で予算を組みましたのが、昨年11月とか12月でありますので主要な河川についても堆積土砂が増加が見込まれるということで、今回調査の結果、他の部分も合わせて400万円の増加をお願いしたところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 4ページの債務負担行為補正についてですけれども、小中学校コピー複合機使用料ということで2,200万、5年にわたって債務負担行為がされておりますけれども、これは小中学校全てのコピー使用料だと思うんですけれども、こういった仕組みになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） すいません、時間を取らせました。申し訳ございません。この小中学校コピー機の複合機使用料でございますけれども、台数としましては各小学校に2台ずつで8台、それから中学校は4台ということで計の12台でございます。内容につきましてはリース料それとインク代、保守点検料も入っております。紙代を除く分でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。説明資料の4番ふるさと応援チケット発行事業ですが、コロナ禍における原油価格物価高騰等に直面する住民ということで記載されておりますが、これは全町民ということでしょうか。それと合わせて今回はいくらの商品券になりますか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ふるさと応援チケット発行事業につきましては、議員おっしゃる通り全町民宛てで計画をさせていただいております。金額については令和4年度に合わせまして3,000円から4,000円程度で、今県がLPガスの支援事業の方も構築されておりますので、その事業内容と含めたところで町としてもこの事業内容を決めていきたいと思っておりますので、金額については3,000円から4,000円ということで進めていきたいと考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。今回新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業ということで価格高騰対策で非課税世帯等の3万円の1603世帯、及び先ほど一番議員が聞かれたふるさと応援チケット等で物価高騰対策ということで臨時交付金が出ておりますけれども、民間の給与体系をアップしようというような動きが出ておりますけれども、町としては入札単価等の単価を上げたりとかそういったような対応をされていると思っておりますが、根本的な解決をするにあたって民間だけではなくて行政の方の給与体系を上げていかないとこの物価高等対策には対応できないのではないかと私は思っております。その点で最後に町長にお尋ねいたしますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 低所得者対策としてのいろんな町としての今回の物価高騰対策については今議員の方からお話があった通り、今回は資料にはあります通り1億3,000万円弱の5つの事業を実施するということであります。この中には本町だけしかやっていない、取り組んでいない事業もこの中にはいくつか含まれておりますし、前年度に引き続いて農業者の方々であったりそれから小規模事業者の方であったり個人とそれから法人をあげたところでの支援も行うことといたしております。金額からした時にこれが満足できる金額かと言われた時にはなかなかその辺は難しいところがあるかもしれませんが、町としてはそういう思いを感じているんだということは町民の皆様方にもご理解をいただくものという風に判断をしております。

それから入札の関係で材料等の高騰とか労務費高騰とかあるかもしれませんが、これについては設計書の中で毎年決まった時期に設計単価の見直し等も図られておりますし、これは基本熊本県の設計単価に準じたところで甲佐町の方もその単価を適用させていただいているというような状況でございます。

それと職員の給与のお話もありました。これまでいろんな方からも職員給与についてはラスパイレース指数のことも含めてご質問を頂いたところでありますけれども、そういった考えのもとに町としてもその原因等についてもいろいろ調査をしたところもありますし、雇用形態が本町の場合にはよそと大きく違っているような、社会人枠で採用される職員の数がよそに比べて多いというようなことも大きく影響しているのかなと思っております。これまでの特別昇給とかであったりですね。いろんなことを考えながら対応させていただいておりますのでご意見はご意見として承りながら今後の考え方については検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番、宮川です。ただいま奥名町長の方から町長の思いというものをお聞かせ願いました。私は農業者でございますので農政課の方に農業振興費で出ております価格高騰の件に質問をしたいと思っております。説明資料で見ますと法人は8万円、個人が4万円ということでございますけれども、郡内同じ補助金でやっておられるのかどうか、我が町は我が町、郡内はどうか、その辺のことをお聞かせ願えませんか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。まずはこれが郡内で統一しているかということでございますけれども、この事業に関しては昨年も同じ事業をいたしております。その中でこの内容として同じことをやっているのが甲佐、御船それと益城というところで平坦で合わせて、ただ金額に関してはおそらくよそのところ確か4万円だけだったと思います。甲佐が法人が8万円というところでしております。今回また新型コロナの交付金の方で事業ができるということで甲佐町がいち早くこれに行くということで表明して、よそについては今のところまだ検討段階だと聞いております。これに関しましてもできるだけ早いうちの交付を目指しているということで昨年度と同じような条件で今回制度設計をいたしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 補助金ということじゃなくて関連という形で質問しますけれども、法人さんも設立して7年か8年くらいですよ。非常にそれだけ年月が過ぎてきますと経営も私は設立する時は4、5年すると経営がうまくいくんじゃないかなという思いがあったんですけども、事情はいろいろウクライナの戦争もありますし、そういうことで難しいと思っておりますけれども、非常に勉強もされていると思っております。ただ今後またインボイス制度とかそういうのも出てきますので町としてそれに対してどのような基本的な考え方でおられるのか、確認の意味でお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 法人に対する町のこれから先の対応と言いますか、考え方ということでございますけれども、議員おっしゃいました通り法人が設立して8年余り経過しております。設立当初におきましてはまずは法人を軌道にのせるということで5年間保証をしております。それ以外にも経理関係についてやはり通常の集落営農とか、個人の農業者ではなかなか難しいということで経理関係の勉強を今も継続して行っております。それもありますし規模拡大については集積をされて徐々に広がってきているものと考えております。ただおっしゃいます通り8年経過しておりますけれども、なかなか経過する中でいろんな問題が出てきております。法人の構成員の高齢化であるとか、なかなか後継者的な部分が出てこないというような部分もありますので、それに対して今度町の方としてはいかに農作業を効率的に労力を少ない状況でできるかということを考えまして農機具あたりの導入についても積極的に行っております。ただし配当金の部分においては設立当初からほぼ変わっていないのかなというような状況だと考えております。議員がかねてからおっしゃっております稼げる農業というのがやはり重要だと思います。そこで事業収益を上げていってそれを今度は販売促進であったり経営的な部分について回していくというのが本来の法人の形だと思いますので、昨年本当はやる予定でしたけれども経営戦略的な部分での説明会であったり講演会であったりそういった部分、今から自らが戦っていけるような法人そしてそれで強くなっていく法人というのを目指したところでそういう部分について町の方としては支援をしていきたいなという風に思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。同じくコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことですが学校給食費の負担軽減事業というのが5番目に出されておりますが、この4,011円と4,556円の金額の根拠は何なのかということと、今回こういうことで値上げ部分に補填をするということになります。これは継続をされるのかどうなのかということと、この5つの事業について実行される予定はいつ頃なのか教えていただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この金額の根拠ということでございますけれども、これにつきましてはコロナ感染症が拡大する前、令和元年度で通常的に価格安定している時の食材費と昨年もこの事業をやっておりますけれども、昨年分に本年度はプラス10%、1.1をかけた金額でございます。その人数分ということで1年間の高騰が児童の分が4,011円、生徒の分が4,556円というようなことでございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 財源を伴う話でありますのでこれは私の方から、継続してやるかどうかについてはこれまでも給食費の取り扱いの考え方については佐野議員からも何度か質問をいただいてその都度私の考え方をお伝えしたつもりです。今回新型コロナウイルスの物価高騰分としての交付金を国からまいっておりますので、それを有効に活用させてい

ただいて値上げ分についての対応を町の方でさせていただいたということになります。ですから今後どうなるかについては現在のような物価の状況等がどうなるか等も考慮しなければなりませんけれども、まずは今年度こういう対応をさせていただいたということでご理解ください。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。しばらく休憩します。

休憩 午後2時8分

再開 午後2時9分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 価格高騰重点支援給付金についてお答えします。こちらについては7月中旬から下旬頃に振り込みを開始する予定としております。対象者としては令和5年度住民税非課税世帯を対象としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは農政課の部分についてお答えいたします。先ほど答弁で申しました通りできるだけ早くということで考えておりますので、今議会で議決されましたならば6月中には申請の方をしていきたいと、なかなか申請で通知を出してもなかなか来られない方もいらっしゃると思いますので、そこは連絡を取りながらして、できれば遅くとも9月中には全て交付したいというところの目標で考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 3の物価高騰の中小企業個人事業主についてお答えいたします。先ほど農政課長が言われましたようにこの議会を通りましてそれから準備の方に入らせていただきたいと思います。早ければこれは周知に時間を要しますので8月以降に交付をしていければなど考えているところです。またふるさと応援チケットの事業につきましては先ほど答弁いたしました通り、県のLPガスの支援等の事業構築等の兼ね合いもありますので若干これについては遅れるのかなという風に考えております。ただ家庭が使われる年末年始に使用ができるような形で期間を設けていきたいなという風には考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学校教育課も一緒でございます。6月のこの議決ができたなら6月以降からやりたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。本予算には直接は関係ありませんが、本議会に資料を配布として庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情というものが出されております。これに関連しまして2点ほど執行部の方に質問させていた

だきたいと思います。まず1点目は町の方では公費で、いわゆる情報収集をされるためだろうと思いますが、そういった新聞、地方紙・全国紙とか政党にも自民党から野党の共産党までいろいろ政党があると思いますが、そういった政党機関紙あたりを情報収集のために購入されていることがあるのかなのか、その点の実態を報告していただきたい、その点が1点。もう1点またこの陳情の中を見ますと庁舎内において職員への政党機関紙の勧誘・配達とか集金などを自粛するよう求めておられます。そういったものはやはり住民の個人情報を預かるようなことになっている執務内においてそういった無許可で入ってこられる、立ち入られるというような実態があるのかなのか、更には職員に対してそういった購入を強制するような、いわゆるパワハラ的な行為等があるのかなのか、その実態あたりは執行部としてどのように把握をされておられるのか、調査すべきだと思いますけれども、それについて執行部のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩　午後2時14分

再開　午後2時14分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君）　まず第1点目の政党機関紙等の購読は公費で取っているかどうかということでございますけれども、町では熊日新聞ほか全国紙の購読契約を行っておりますけれども、政党機関紙の政党新聞等の購読契約は行っておりません。それと後でご質問をされた政党機関紙等の勧誘とか集金とかをされているかということにつきましては、職員の一部が個人的に購読契約をされているのは承知しております。集金とかは多分昼休みとか勤務時間中はされていないと思われまます。集金等については執務室内でされているのは一応承知はしている状況でございます。勧誘等のそういった実態は聞いておりません。以上でございます。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩　午後2時15分

再開　午後2時18分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君）　本田新議員の方からいろんな政党的な広報誌であったり新聞の購読であったりそういうことがあっていないかというような話で、またいろんな働きかけ等についてもお話があったように感じました。そこで実は甲佐町の方でも平成23年でありますけれども職務に関する働きかけの記録等取扱規定というのを設けております。働きかけ

というのがどういうことになるかという法令等に違反する行為を求める行為、それから2つ目には職務の公正な執行を損なうと判断される行為を求める行為、それから3つ目には乱暴な言動や威圧的な態度その他社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為、こういったことに関しては働きかけとみなしてそれをちゃんと町長に報告するような規定になっております。従いまして議員がご指摘のような案件が発生するというのであれば当然これは働きかけの内容に準用するかと思いますので執行部としてもそれなりの対応を取らざるを得ないというようなことになろうかという風に判断するところです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。更に私の質問をさせていただきたいと思いますのは今議会でも町長は勇退をされるというお考えをお示しになりました。この議会でないと町長に質問する機会がなくなりますのであえて議長には申し訳ありませんけれども、本予算には直接関係ありませんけれどもこの議会を経させて質問させていただきたいと思います。と言いますのも、先の4月の県議会議員の選挙において現職の県議また町長がともに選挙運動をされる中であってその中で三本松甲佐線のバイパス化計画について言及をされております。この問題につきましては我が町の長年の懸案事項であったと思います。遠い昔においては安平、小鹿地内の上の方の山の方の土地を買ってなんとか危険なところを回避できないだろうかということから私が知る限りでは始まっておりまして、その後10年前だったと思いますけれども、先だって亡くなられました緒方元議長がこの議会の一般質問の中で宮内のバイパス化計画、当時は井戸江峡の橋を作った最中だったと思いますけれども、その途中であったけど、もう1本橋を作ってというようなバイパス化計画のことをこの場で提案をされました。私はその当時ということであったと思いますけれども、質問が長くてすいませんけれども、町長におかれましてはこの県議選において言われましたこのバイパス化計画について詳しくお話できないだろうかと思いますので、ここで質問をさせていただきたいという風に思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 県道三本松甲佐線の改修・改良工事については一番思い出されるのが熊本地震の際に町道で整備をした井戸江峡、あれがあったお陰で結果としてですけれども、井戸江峡が孤立せずに済んだというようなことで非常にあの橋の存在価値というのは高かったように思っております。問題は現道を改良しようとした時に非常に急峻な地形にありますので現道を改良するにも緑川がすぐそばにありますし川の方にはなかなか拡幅ができないしまた崖地の方も相当上から切り取りをしてこないと非常に危険な場所であって、そう簡単に拡幅できないような地形であります。従ってこの問題をどうやって解決しようかとした時に町の方で建設した橋を生かしながら整備を図ったらどうかということを考えました。また今議員おっしゃるような議会からの方のご意見もありました。そこで三本松甲佐線の規制回答を通じながらとにかく町の意向を要望活動の中で毎回言っていこうと、田口橋も同じですけれども、そういう考え方をやはり県の方に浸透させるというか分

かってご理解をいただくことが非常に大事なことだなという風にも思ったわけであります。井戸江峡橋を渡って宮内小学校の橋をかける方法じゃなくても、もうちょっと費用対効果的にもやりやすい方法はないかということで本田議員の方からもご質問いただいた経緯もあります。色々試行錯誤をした結果今の考えであります。とにかく町が町道として整備できることについては社会資本整備交付金とそれから過疎債を使って整備をやる、それから先今度は緑川を渡る場合についてはこれは県の方をお願いをして交付金事業等で取り組んでもらう、そうすれば町の負担は極端に少なくすみますし、また安全性と利便性が非常に向上する、そういう考えのもとにこれまでやらせていただいたところです。

現在の状況を少しお話しさせていただくと実は6月6日の日に上益城の地域振興局において県内の主要事業の説明会がございました。その際にもこの三本松甲佐線の今後の計画等について質問させていただいたところです。去年でしたか、県議会の方に傍聴にも行かせていただいて森田議員も議長も行かれたんですけれども、その際にも土木部長の方からこの三本松甲佐線のバイパス化についてはちゃんと考えていくんだというようなお答えをいただいておりますので、振興局での事業説明会の中でもはっきりと令和5年度については概略設計を予算に組んでちゃんと対応していくというような答えもいただいたところでもあります。ですからこれが1つのハードルは私は超えたと思っておりますので、今後は来年度それから再来年度と各年度ごとに整備を図るための事業予算が計上されていくものという風に思っております。ただやはり町としてもこれはずっと続けていくべきだと思っておりますので県道三本松甲佐線の期成会の中でも美里町と一緒にこの問題については真剣に取り組んでいく、そういう対応をしたいという風に考えているところです。お答えになったかどうか分かりませんが、以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 県の方がこの三本松甲佐線の改良工事に着手したと言わせてもいいというような報告であったという風に受け止めていたしました。私は実は8年前に質問をした時は、当時は地震の前で田口橋の改良も行われておりませんでしたし、その当時今みたいにふるさと納税での蓄えもなかったと財政的に非常に厳しいんじゃないかということで、私はむしろこの橋をかけるというような事業については後ろ向きというか、ほぼ反対に近いような意見を8年前に述べたという風な記憶がっております。そういうことから8年の月日が流れて今回県の方がされるということで非常に私も安堵しておりますけれども、1つやはり財源の中で今町長は交付金事業ということであるということ伺いますけれども、仮にこれが単県事業となった時の財源はそれだけ町の負担はあるんじゃないかなという風に思います。そのところは私も県のすることですからよう分かりませんが、2通り考えなくちゃならないんだろうなという風に思っております。ということを考えて、次の町長の方の手腕は問われるんじゃないかなと、頑張ってもらわなくちゃいけないなというふうに思いますけれども、簡単にですけれども財源はどのような感じになるのか。もしもまた過疎債を使おうと言うんだらば期限があるんじゃないかなという風にも思いますので、その点については財政担当の方ではどのように考えておられるのか

を先の話ではありますけれども、簡単に結構ですのでお聞かせ願えればと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 町の負担についてということでお答えいたします。県道三本松甲佐線につきましては今年度先ほど町長の方からもありましたように、概略設計が今年度行われます。その事業につきましては単県事業で行われると聞いております。単県事業の場合は町の負担は15%でございます。県も大型な事業になりますと交付金事業を使われますのでその後社交金を使って事業を進められると思います。交付金事業で採択になれば町の負担金はゼロ円でございます。現在行っております田口橋の右岸側の改良工事につきましても、交付金事業ですので町の負担金はゼロということになっております。大まかではございますけれども以上です。それと負担金が生じた場合でも現在は過疎債を使わせて負担金の支払いを行っているところでございます。70%の交付税措置があるということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第28号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）につきましては、説明にもございましたけれども、歳入歳出総額で1億5,171万円の増額でございます。主な内訳でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保健衛生費をはじめ、農林水産業費や商工費、教育費など幅広く活用する予算の補正であり、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第28号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第10「議案第29号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第29号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものといたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,482万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

令和5年6月9日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款7、繰入金に31万円を追加し、1億5,867万円としております。項1一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額14億9,451万2,000円に31万円を追加し、14億9,482万2,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費に31万円を追加し、3,243万8,000円としております。項1総務管理費です。

歳出合計、補正前の額14億9,451万2,000円に31万円を追加し、14億9,482万2,000円としております。

今回の補正でございますが、国保連合会に委託しております第三者行為求償事務の委託料が不足するため、歳出において総務管理費の増額をお願いするものでございます。

歳入でございますが、国保の事務に要する費用は一般会計から繰入れることとなっておりますので、繰入金を増額補正させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 何かありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第29号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、先程から説明がありました通り、歳入歳出それぞれ31万円の増額ということで、歳出の内訳といたしまして総務管理費、共同電算事務委託料の増加ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第29号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第5号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第11、発議第5号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第5号、令和5年6月12日、甲佐町議会議長、宮本修治様。提出者、甲佐町議会議員、荒田博同じく本田新。

甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、会議システム更新に伴い電子採決システムを活用するため、本規則の一部改正を行うものである。

甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則。甲佐町議会会議規則の一部を次のように改正する。第79条の次に次の1条を加える。（電子採決システムによる表決）79条の2、前条の規定にかかわらず議長が必要と求める時には、電子採決システムによる表決をとることができる。第2項、電子採決システムによる表決を行う場合には問題を可とするものは賛成のボタンを、問題を否とするものは反対のボタンを押すものとする。第3項、電子採決システムによる表決において議長が表決を終了する宣言をした時点で、出席議員が賛

成のボタンと反対のボタンのいずれも押していない時はその出席議員は棄権したものとみなす。附則、この規則は令和5年7月1日から施行する。発議第5号について朗読を終わります。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。今回甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の理由として議会事務局長のただいま朗読をした通りでございますが、今後議員が起立等出来ない状況がある場合が考えられますので、今回ご提案いたしました。賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 発議第5号、甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。今回電子採決システムを活用するということでもあります。これは電算システムの更新に伴い、また我々次の議会からタブレットを議会でも導入するような方向性も出ておりますので、そういったことがどんどん進んでいく議会になっていくのではないかなと思いますので、何ら問題なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから発議第5号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第12、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第13 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第14 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第13「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第14「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生 of 2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第15 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第15「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時44分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、6月9日から本日までの4日間にわたり、ご提案をいたしました議案等の各案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました令和5年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができますとともに、ご指摘をいただきましたことを踏まえまして、尚一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいり所存でございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて閉会のごあいさつとさせていただきます。

なお、任期が後3か月弱ということで本来ならばこの定例会の席で議員の皆様方にはお礼の、そして感謝のご挨拶を申し上げるべきではありますけれども、何分にもまだまだ後月日が残っておりますので、然るべき時期に議員の皆様方には改めてご挨拶を申し上げますことをご了承いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9日に開会、本日12日までの4日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始、精力的にご審議いただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、更なるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、これから益々暑い時期を迎えてまいります折から、皆様には切にご自愛下さいますようお願い申し上げます。令和5年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和5年第2回定例会

令和5年6月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198